

総務常任委員会
予算常任委員会総務分科会

(平成29年3月1日)

○ 伊藤嗣也委員長

おはようございます。

それでは、昨日に引き続きまして、総務常任委員会を開催いたします。

これより、総務部の審査を行います。委員の皆様、本日、どうかよろしく願いいたします。

まずは、総務部長よりご挨拶をお願いします。

○ 辻総務部長

かけて失礼します。

先週の本会議から連日の、本当のお疲れのところ、申しわけございません。総務部でございます。

総務部からは、8課2委員会——選挙管理委員会と公平委員会でございますが——の当初予算、また、精算を中心でございますが、補正予算、また、総務常任委員会のほうでお願いしているのが、一般議案で3条例、また追加で人権関係の懇話会、審議会等の所管事務調査、フルラインナップとなっております。お疲れのところ、恐縮でございますが、どうぞよろしく願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

議案第61号 平成29年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分

第2目 人事管理費

第3目 恩給及び退職年金費

第4目 文書広報費中総務課関係部分

第9目 計算記録管理費

第15目 人権推進費

第21目 諸費中総務課関係部分

第4項 選挙費

第5項 統計調査費

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、議案第61号平成29年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分、第2目人事管理費、第3目恩給及び退職年金費、第4目文書広報費中総務課関係部分、第9目計算記録管理費、第15目人権推進費、第21目諸費中総務課関係部分、第4項選挙費、第5項統計調査費について、追加資料の説明を求めます。

○ 永田職員研修所長

おはようございます。職員研修所の永田でございます。

それでは、追加資料のご説明を申し上げます。お手元のタブレットの02総務常任委員会の中の01平成29年2月定例会議会の中の06総務部追加資料をお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

どうぞ。

○ 永田職員研修所長

表紙2枚と目次と進んでいただきまして、その次のページ、お手数ですが、横向きに見ていただくページになりますけれども、お願い申し上げます。

中川委員から資料請求いただきました平成29年度階層別研修で予定しております内容等について、資料をご説明申し上げます。表の網かけ部分、資料の左から、研修名、次に、平成29年度に予定しております研修内容を内部講師、外部講師に分けて記載しております。その右側には、平成28年度の研修内容を同様に、内部、外部の講師に分け、外部講師については所属と氏名を記載しております。

表の網かけの2段目、パワーアップといますのは、新規採用職員と新任の役付職員を対象としております。また、29年度にかけて、特に内容の見直しや新たな取り組みを検討しているものにアンダーラインをつけております。パワーアップ全体としまして、公務員倫理、法令遵守、法務のほか、市民協働などの行政課題について内部講師を、役職に応じた役割ですとか、部下の育成指導、組織運営などに関して外部講師を予定しております。

なお、一番下の⑤新所属長研修のラインケアというところにアンダーラインがあるかと思えますけれども、これについては、職場のメンタルヘルス対策等について、コミュニケーションの視点から28年度はしておりましたけれども、相談等の視点でより深めた内容にしていきたいということで、見直しの検討をしております。

次のページをお願いいたします。こちらはチャレンジというふうにしておりますけれども、採用5年目、8年目の職員及び役職の候補者を対象にしておりまして、研修名の下に括弧書きで受講対象者を付記しております。公文書、行政法等を内部講師で行うほか、課題解決、政策形成に必要な知識、能力等を養成する内容を外部講師で行いたいと考えております。

一番下のところには、49歳、54歳対象の年齢別研修と、嘱託・臨時職員研修を記載しております。

階層別研修についてのご説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

次を。

○ 永田職員研修所長

続きまして、次のページをお願いいたします。お手数ですが、今度はちょっと縦向きに変えていただきまして、見ていただけますでしょうか。

こちらのほうも中川委員からご請求いただきました、外部への研修の状況についてということで、平成29年度派遣研修予定により、ご説明を申し上げます。

表の左側から、研修期間等の名称、その右側に、予定されている内容について、主なものを記載しております。上から5段目の北勢4市合同研修につきましては、鈴鹿市、桑名市、亀山市と持ち回りで、30歳代の職員を各市8名ずつ派遣して実施しておりまして、29

年度は亀山市での開催が予定されております。

下から2段目、先進地視察につきましては、全庁的に取り組む必要性ですとか、緊急性の高い課題等に対応するものとして行っております。平成28年度は、この先進地視察の中で、市民活動支援について福山市、また、胃がん検診、内視鏡検査実施体制について新潟市などへ、それぞれの関係課を派遣しております。

派遣研修についてご説明は以上でございます。

○ 江崎 I T 推進課長

I T 推進課、江崎でございます。よろしくお願いいたします。

中川委員のほうから資料請求がございました、窓口支援システム及び行政内部システムの保守運用委託の仕様についてご説明申し上げます。資料はタブレットの4ページをご覧ください。

窓口支援システムは、住民情報システムを初めとしまして、職員の窓口業務を支援するシステムでございまして、その保守運用委託の内容につきましては、資料記載の1の(1)から(3)まで、大きく三つに分かれております。

まず、住民情報システム管理運用委託ですが、主に住民記録や税、国民健康保険などのシステムから構成されており、ほかのシステムとのデータ連携をしております。特に、住民記録や税のデータはさまざまな事務システムに使われている基本となっているものでございます。このシステムを維持管理していくために、常駐のサポート要員を配備し、各所属からの問い合わせ対応や、運用管理、軽微な障害対応などを委託しております。

また、住民情報システムはパッケージとして提供されているため、パッケージに関する機能強化や法改正などによる機能変更の通知とプログラム提供を委託しています。なお、業務改善等に伴うパッケージ改修が発生した場合は、臨時サポートとしてシステム改修を委託しているところです。

次に、電子計算機オペレーション管理・資源管理業務についてですが、これは主にコンピューターの機械操作を委託するものでございますが、I T 推進課の機械室に置いてありますホストコンピューターやサーバーのプログラムのスケジュール、実行管理や納付書などを出力する連続帳票プリンターを用いた印刷作業などについて、常駐要員によるシフト体制をとりまして、オペレーション作業を委託しているものでございます。

3番目のデータパンチ及びデータ入力業務ですが、I T 推進課内のパンチャー室におき

まして、各所属から依頼された入力伝票のデータパンチや、先ほどご説明しました（1）の住民情報システムに接続された端末を利用した該当所属の代行入力を行う作業を常駐にパンチャーに作業委託しております。

最後に二つ目の項目の行政内部システム等の保守委託についてでございます。行政内部システムは庁内の事務を効率化するものでございまして、主に文書管理、庶務事務、財務会計の三つのシステムから構成されております。常駐のヘルプデスクを設置して、各所属からの問い合わせ対応や業務のオペレーション、軽微な障害対応などを委託しています。出納閉鎖や年度切りかえなどの繁忙期には作業者を増員し、臨時対応を行わせています。

そういった行政内部システムはメーカーのパッケージとして提供されているため、パッケージに関する機能強化や法改正などによる機能変更の通知とプログラム提供を委託しているところです。

以上で、保守運用委託関係の説明を終わります。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 江崎 I T 推進課長

続きまして、資料、次のページの5ページでございますけれども、マイナンバーカードの交付状況及び普及活動について、藤田副委員長から資料請求がありましたので、ご説明申し上げます。

1番目のマイナンバーカード交付状況でございますが、平成29年1月末時点で、申請件数、2万7236件に対しまして、交付枚数1万9261枚。交付率は人口比で6.17%となっております。

次に、マイナンバーカードの普及活動についてでございます。まず、マイナンバーの主なスケジュールについて少し確認しておきたいと思っております。平成27年10月からマイナンバーの通知ということで、通知カードが各家庭へ配られております。平成28年1月からは、マイナンバーカードの交付が始まっております。そして、ことし、29年の7月からは、国の機関や他市町村などとの情報連携の運用が開始されるということで、実際に専用の回線を通じて電子データがやりとりされることとなります。本格運用が始まるということになるかと思っております。

また、マイナポータルと呼ばれております、自分の情報等が確認できたり、子育てに関するサービス検索や申請ができる、自分専用の電子私書箱となりますホームページの運用が開始される予定です。

それでは、本題のマイナンバーカードの普及活動についてご説明します。本市では、ホームページや広報紙を活用したPRを行うとともに、市内を中心とする事業者、老人会や福祉団体などに説明会等を開催してきました。平成29年度も継続して、広報よっかいちなどへの掲載をしていく予定です。

また、マイナンバーカードの普及を図っていくためには、カードの利用範囲を広げ、利用価値を高めることも必要であると考えており、平成30年度の第4四半期にマイナンバーカードを活用したコンビニ交付の導入を予定しております。

国におきましては、公的個人認証——これはインターネット上で本人であることを証明する電子証明の一つですが——この認証システムを利用したマイナンバーカードの多目的利用として、図書館利用カードなどのワンカード化を推進しているところでございますが、本会議で部長からも答弁させていただいておりますとおり、現段階では国から提供される情報に不透明で未決定な部分もまだまだ多くあることから、本市独自で多目的利用を推進することによる二重投資を避けるために、今後も国の動向を注意しつつ、しっかりと情報収集しながら検討していく考えであります。

説明は以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

○ 須藤人権・同和政策課長

人権・同和政策課の須藤でございます。

資料のほうはスクロールいただいて、6ページをお願いします。

私からは、中川委員のほうからご請求いただきました人権活動拠点施設整備の今後の計画ということでお示しさせていただいております。

平成29年度から平成32年度まで年度ごとの状況、それから、施設改修工事名をお示しさせていただいて、それぞれの所要額という形でお示しをさせていただいております。

私からは以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 酒井人権センター所長

人権センター、酒井です。どうぞよろしく申し上げます。

引き続きまして、7ページをごらんください。こちらの人権学習支援事業補助金についてということで、中川委員からご請求をいただきました。平成27年度と28年度の実績でございます。

この補助金は、日本国内で開催されます全国規模の研修会、集会等への参加する経費の一部を補助することで、市民の皆様がみずから行う人権学習を支援し、その意識を高めることを目的としております。この資料につきましては、上段に平成28年度分、下段に27年度分を整理してあります。それぞれ開催日、研修会等の名称、開催地、参加人数、補助金額を記載しております。平成28年度実績は資料作成時の2月6日現在としておりますが、対象となる研修会等の日程の関係から、今年度分の申請の受け付けは現時点で既に締め切っておりますので、この内容で28年度の内容が確定決算となる見込みでございます。

28年度につきましては、八つの研修会、集会等へ、その参加経費の一部として、それぞれ記載のとおり、合計62名の方が申請をされ、96万4000円余りを支出しております。ちなみに62名のうち、7名の高校生、大学生から申請をいただいているところですが、こちらにつきましては、将来を担う若い世代にも人権の意識を高めていただきたいということで、補助率は一般の方の2分の1に対しまして、5分の4と厚くしております。

また、下段の平成27年度実績につきましては、七つの研修会、集会等に対しまして、それぞれ記載の人数、金額によって、学生1名を含む合計54名の方に101万1000円余りを支出しております。

なお、本事業の平成29年度当初予算といたしましては、105万円を上程しているところでございますが、27年度と28年度の予算額につきましても、同額の105万円となっております。

説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局次長の上村でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、選挙費に関する追加資料で、笹岡委員からご請求いただいた高校生への選挙啓発事業についての資料をご説明させていただきます。資料のほうは、引き続き8ページのほうをごらんください。

高校生の選挙啓発事業についてでございますが、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを受け、新たに有権者となる高校生の選挙への関心を高めるため、次の二つの事業を行います。

一つ目は、高校生選挙セミナーの実施です。市内の高等学校から生徒会役員等を中心に、各校4名程度を募集し、生徒会選挙を題材として、選挙に参加することの大切さや、生徒会選挙のやり方について、講義とワークショップを行います。ワークショップでは、実際の記載台や投票箱を使った模擬投票を想定しております。参加者には、このセミナーで学んだことを各学校で実践してもらうことにより、ほかの生徒にも選挙の知識を広め、関心を高めてもらおうというものであります。

二つ目は、選挙啓発資料の配布です。選挙に関する資料を作成し、市内にある高等学校の3年生に配布をします。また、高校と連携して、新選挙管理委員会が行う選挙啓発事業においても、この資料を使用して授業を行います。資料は、A4、カラー印刷で、8ページを想定しています。内容につきましては、一つ目として、選挙に行くことの大切さ、投票という方法で政治に自分の意見を伝えることを記載します。二つ目としまして、候補者等の情報の探し方、三つ目に投票所での投票方法、あるいは不在者投票の方法についてを考えております。

資料の下の写真につきましては、昨年、四日市南高校で市選挙管理委員会が選挙啓発事業を行った様子でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明は以上でよろしいでしょうか。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、ご発言願います。

○ 日置記平委員

ちょっとページ数は別として、研修のところ、ちょっとお尋ねいたします。

この中で外部講師と内部講師という項目がありますね。外部は当然市の職員外のいろいろな団体のところから選択されるんですが、内部講師ということは、職員さんのどなたかが講師としてやっていただくことになると思いますが、その講師は、講師の認定証を持った人がするのか、課長がするのか、部長がするのか、市長がするのか知りませんが——副市長もおりますね——その辺のところは、内部講師をちょっと視点に置いて、内部講師の場合は、講師の資格というのを有する人をするのか、そうではなくて、随時項目によって講師を選択するのか、まず、そこをお聞きしたいのと、それから、この中にありましたが、派遣研修の中に、第48回に高野山が会場になったと、多分会場が高野山だと思うんです。高野山というのはちょっと見に行ったんですが、高野山って例の高野山ですよ。私もサラリーマンのときに京都の有名な寺院が会場になったり、それから、鎌倉の円覚寺が会場になったり、座禅をしながら研修を受けたというのは、これは研修を企画した企業によって、そういうことはあるんですが、このところはそういったものが入っていたんやろうか、座禅も入っておったのかなということも、そういうことに少し興味が示したので、このときの高野山という中身をちょっと教えてください。

それから、これはページ3にありましたが、市町村アカデミー職員中央研修所というのと、国際文化アカデミー全国市町村国際文化研修所、この二つはどっちかが滋賀県の大津にあるやつかなというふうに想像するんですが、場所を教えてください。

それから、ちょっと多いな。ここでよろしいわ。

○ 伊藤嗣也委員長

一旦ここら辺で。

○ 日置記平委員

はい。

○ 永田職員研修所長

まず、日置委員のほうから最初にご質問ありました内部講師についてでございますけれども、通常の各行政課題といたしますと、それぞれの担当課の職員が講師をしておりまして、それぞれの人選はその所属のほうからしてまいりますので、課長がすることもございますし、担当がすることもございます。

ただ、講師の資格というものを特に取っているということではないので、それぞれの担当がやっぱりその専門性を持って、今、全市的にどういう課題があって、どういう取り組みが行われているのか、そういうことをやはり担当課のほうで説明をしまして、庁内、研修を受けるほうもその情報を共有しまして、施策の推進を図っていくという、そういうことを目的にしております。

もう一つ、公務員倫理というのもありまして、この中には派遣研修の一番下に研修リーダー養成研修というのがございますけれども、そちらのほうで人事院開発の公務員倫理研修の指導者養成講座というのを受けた職員が講師で担当をさせていただいております。内部講師についてはそういう形でさせていただいております。

それと、次に高野山のほうですけれども、実質、主催のほうは、部落解放、人権の団体さんのほうで開催をしておりまして、内容的にはやはり人権の基調講演であったり、いろんな分科会に分かれてされているというふうに聞いておりますので、特に高野山独自の内容ではないというふうに聞いております。

それから、研修機関のほうで、アカデミーのことをお尋ねいただきましたけれども、中央研修所につきましては千葉市でございます。それから、下のアカデミーのほうは大津のほうでございます。ともにもとの財団としては同じところなんですけれども、それぞれ研修機関として、研修のほうの講座を企画してやっているというふうになっております。この両方とも宿泊施設を持っておりまして、その期間、職員はそこに泊まりまして、それぞれ参加者のほうとの交流も兼ねて、情報交換、ネットワークというのを結んでいける機会になっております。

以上でございます。

○ 日置記平委員

高野山に目が行ったのは理由がありまして、行政じゃなくて企業の研修には、実はこういう研修が非常に多くありまして、例えば、朝5時に起きて、境内の清掃活動をやって、

それから、お坊さんの講義を、徳義を、人徳の徳の講座を聞いて、それから、外部講師の職員研修に入ると。こんなカリキュラムが今もずっと民間のコンサルタント企業にはあるものですから、そんなことを注目されたのかなと思いましたので、興味を持ちました。

そこで、部長、これは大事なことなんですが、今この研修の内容を見てみますと、当然といえば当然かもしれませんが、職員研修というのは、技術的な中身がほとんどであるんでしょうけど、目にはとまらないので、つまりはどういうことかということ、一般教養というか、人づくり、人格形成、ハートの問題。私たちが学んできたのは、技術能力と、もう一つは態度的能力という言い方を私らは受けたんですが、これは教養の問題意識、人格形成で、人間としてどうあるべきかという講座があるんですけど、この行政技術研修の中にもそういう講師がたくさんいますので、例えば、精神分析員の人だとか、そんなようなものも含めて、これは今後取り入れていただくべき、大事かな。

もっと言えば、心の悩みを持って、メンタルヘルスのことも大変これから重要ですし、そんなことを踏まえて、この研修の中身を見せてもらって、私は、技術的能力はそれぞれ現場を担当するスタッフの方でもできることでしょうし、しかし、この態度的能力というのは、外部へ依頼をして、これから必要なことだと、より市民に安心というところのサービスを提供するには、ここのところがすごく大切だと思いました。

そんなことを思って、ここの48回の講座のところに目が行ったんですが、とりあえず以上です。ありがとう。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見でよろしいでしょうか。

○ 日置記平委員

はい。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他にございますか。

○ 平野貴之委員

先ほどお答えいただいた中に、地域の課題を見つけてといったような、そういうお言葉があったと思うんですが、地域の課題を知っていくためには、やはり地域の方々の中に入って、地域の活動に参加していくということも大事かなと思うんですが、そういったことを職員の方に今、奨励ほどの程度されているんですか。

○ 伊藤嗣也委員長

どなたが答弁されますか。

○ 辻総務部長

平野委員から地域に、やっぱり現場を知らないといけないと思いますし、行政の職員、プロとして、そこもやっぱり知識をトレーニングさせていただいています。それを持って、少しでも自分たちが生活するところに貢献すべきやということで、今、例年なんですけれども、内容が全てそういう意図どおりになっておるかというのは、まだこれからの部分はありますけれども、例えば地域行事への参加であるとか、そのあたり、職員に任せるだけではなくて、今おっしゃったような、積極的に参画を求めています。

その結果、どれだけ参加したかということも把握には努めておるんですが、ただ、何と申しますか、組長が順番で変わってきたとかの形式的なものも出てまいっていますので、本来の意味ではないと思うんですが、ただ、やはり地域で生活する職員、地域に戻れば、当然地域のコミュニティーの一構成員ですので、そういう面で活動すべきだと思っていますし、仕事上得た知識をその地域で発揮する、それも大事なことで、それがまたひいては、市の行政の仕事へ生かせると思っていますので、基本的な認識はそういうような認識で当たっています。

○ 平野貴之委員

組長は嫌でも回ってくるやつなので、今のご答弁やと、余り積極的にプッシュはされていないのかなという感じはしますので、もう少し今後積極的に、そういう組長以外の自主的に何かの役についたりとか、そういったものに参加してもらうように、ちょっとお願いしたいと思います。

とりあえず以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

要望でよろしいですか。

○ 平野貴之委員

そうですね。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしく願いいたします。

他にございますか。

○ 中川雅晶委員

私、たくさん資料請求させていただいて、ありがとうございます。忘れていた部分もありまして、申しわけないですけど。

まず、階層別研修のところ、たくさん出していただいて、まず、新規採用職員研修のところも、それぞれの各現場の方々に来ていただいて研修していることは大変いいかなと思うんですけど、内部講師のところ、地方公務員、四日市市の職員としての心構えというところで、法令遵守とかもやっておられるんですけど、大日市まつりの清掃体験って、これ単に駆り出しているだけじゃないか。ちゃんと研修の位置づけでやっておられるんですか。

○ 永田職員研修所長

これは、大日市まつり終了後に、やはり市民の方にボランティアで参加もいただいていますし、ごみのほうの処理ということもあります。区分けしまして、もちろん人手ということでも活用はされている部分はあるかもわかりませんが、私どものほうとしては、この大日市まつり、市のほうの大きな行事ですし、それにかかわる方々とも、ご苦労とか、そういうことをやはり研修する一環として、この時間を設けております。

○ 中川雅晶委員

研修として位置づけておられるのであれば、やっぱりその研修という、意義というのをちゃんと確認できるようにしていただきたいなど。単なる人手のためにではなくて、研修

の位置づけで何かここから学んでいただきたいというところをお願いしておきます。

それから、例えば、私ども一般質問の中で認知症のサポーター養成講座ってずっとやっているんですけど、また、厚生労働省がやっていますけれども、認知症のサポーターを養成する講師役というのもずっと養成をしているんですけど、例えば、少なくともこれから高齢化社会にどんどん入って行って、認知症に罹患されている人は年々増加をしていくので、また、それをいろんなシチュエーションの中で職員の方は対応しなければならないとなると、少なくとも認知症のサポーターの養成講座ぐらいは、新任ないしはどこかの段階で、全職員さんが講習の講義を受けていただくというようなことも取り入れていかなきゃいけないんじゃないかなと私は思うんですけど、もう既にほとんどの皆さんがサポーター養成講座を受講されているというのであれば、それは問題ないんですけど、その辺はどうですかね。

○ 永田職員研修所長

実は新規採用職員のほうの福祉体験事前学習というのがあるんですけども、この前にそのサポーター講座のほうを受講させております。これはやっぱり施設に実習に入るに当たって、その辺を理解した上で入るよということなので、これも去年、おとし、そのあたりからやってきております。

○ 中川雅晶委員

それも継続していただいて、お願いをしたいというふうに思いますし、それから、この階層別の研修の中において、新しい市長になって、マーケティングとかマネジメントとか言っておられて、もちろん特別研修の中には簿記財務の基礎研修とかというのも入っているんですけど、この階層別の中においても、せっかく、例えば発生主義会計を用いているんなら分析をしていくとなれば、少なくとも基礎的な簿記が全くわからないとか、発生主義会計もわからない中で、なかなか市長が言っておられるようなところの部分もという部分があったりとかすると、この階層研修の中においてもマネジメントというか、そういう財務会計であったりとか、マーケティングのカリキュラムも入れていかなきゃならないんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうなんですか、29年度以降に。

○ 永田職員研修所長

まず、財務諸表等につきまして、平成25年ぐらいから研修の中に取り入れてきております。市のほうとしましては、やはり企業会計のある所属もございますし、そういう意味合いでも、また指定管理等の相手方の財務諸表の見方等にも関係してくるということで、それ以来ずっと継続をしてきておるような状況でございます。

新たにということのお話でしたけれども、今後その公会計のほうの検討によりまして、そのあたり反映させていく形になろうかなと思いますので、ご理解いただければと思います。

○ 中川雅晶委員

今おっしゃったように、指定管理であったりとか、委託先でやったりとかというときに、そういう知識もないと、なかなか交渉できないというのはベースにあるというのは同じなんですけど、それって階層別研修の中にもう既に取り入れられているということで理解していいんですか。特別研修というところにはちゃんと位置づけはされているんですけど、階層別の中にもそうやってもう取り入れられているということですか。

○ 永田職員研修所長

階層別研修としましては、チャレンジの5年目の職員対象に財務の基礎ということでやっております。それ以外にも特別研修の位置づけもあって、公募して職員の参加というのも認めている研修でございます。

○ 中川雅晶委員

わかりました。チャレンジのところの一般職員の採用5年目の職員のところでは簿記財務の基礎というところが入っているので、これということですね。わかりました。

例えば、この簿記財務の基礎というところは5年目の職員のところには入っているんですけど、それ以降、管理職のところにはどうなんですかね。もうそこだけで終わりですか。

○ 永田職員研修所長

今のところ、直接的な、簿記財務の基礎といいますのは、1日かけて簿記の基礎を学ぶという研修になっておまして、そういうことでは、ここと特別研修においてしているということになります。

○ 中川雅晶委員

これを見ると、結構新任のところは手厚くされていて、5年目とか、これからというところにはそういう目配りもあるんですけど、そういうのは当然ベースにあるということで、課長とか課長補佐というのは、その上で研修されているというふうに理解すればそうなんですけど、よりマネジメントの能力というのが、これから市長がそれぞれの財務諸表、行政コスト計算書をつくって、マネジメント能力とかを見たりとかってするというふうに、僕はいっていると思うんですけども、それに対応できるような、マネジメント力がやっぱり課長、課長補佐、それ以上の役職には問われると思うんですけども、そこに十分耐えるだけの研修システムをつくっていただくようお願いをしたいなと思うんですが、その辺のご所見があればとか、ご決意があれば。いや、もうこのようにちゃんとシフトを敷いていますとかというのであれば、教えていただきたいですが。

○ 辻総務部長

もちろん地方公共団体の公会計の導入というので、今までできるだけ若い世代にというので、5年目にやっています。ただ、平成29年度から本会議でも種々ご答弁申し上げますように、部門別コスト計算書等を初め、新たな手法を導入するというので、市長からも指示をいただいております。それで、具体的には、公会計・行財政改革推進室も29年度から設置して、今後の基礎づくりからになりますけれども、やります。ただ、29年度、基礎づくりと申しましても、今後の方向も定めていくと。

ですから、今中川委員おっしゃったようなことも非常に大切ですので、このあたりは、公会計・行財政改革推進室の取り組みも当然ながら連携をしつつ、やっぱり職員がその意識がなければ、実が生まれないと思っていますので、このあたりはしっかり取り組んでいきたいと思っていますし、全員に特別研修でするのか、あるいは長期的にはやはり階層別研修でいって、全てがそこを通るというふうにすべきだと思いますが、初期の取り組みの手法については、今しばらく、一気に全員にすべきなのか、そのあたりは十分連携しながら調整していきたいと思っています。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

ぜひ、よろしく申し上げます。と同時に、私たち議員も財務諸表ぐらいはちゃんと読めるようにしておかなければならないというのも前提ですけど、同じやっぱり土俵でどんなところの議論、数字を根本にして議論ができるようにするには、私たちも本当にもっとそれ以上に勉強しなきゃいけないということを自戒しながら質問しているということだけ、ご理解いただければと思います。

それと、もう一つ、特に課長以上のマネジメントをする役職者の方にとって、がん対策基本法が改正されて、がんの治療と仕事の両立支援であったりとか、この間も案件で出ていましたけど介護休暇の改正であったりとか、育児の改正であったりに伴って、特に介護なんかは、介護を要した場合の職員の方の両立支援とか、そういうこともやっぱりマネジメントとして、視点としてやっていかなければならない時代になってきておりますので、民間企業にはやりなさいというふうに促している中で、市役所の中がそういうふうにマネジメントできていないというのがやっぱり課題なので、その辺の研修とか、そういう意識、動機づけもこれからマネジメントをしていただく立場の人は意識いただかなきゃいけないと思うんですが、その辺は例えば研修する側としてどういうふうに考えておられるのか。29年度からもうやっていきますとかっていうのだけ確認したいと。

○ 永田職員研修所長

一つ、パワーアップの新所属長研修のラインケアというのがございますけれども、ここはやはりその所属の職員への配慮ですとか、そういったメンタルヘルス面にも関係して、組織を運営していきなさいよという、そういう内容を入れております。また、実際に年齢別研修、49歳、54歳研修のメンタルヘルスにつきましては、やはりその対象になる職員が実際に私生活のほうでも、介護ですとか子育て等かかわってくる時期になっておまして、ここの中でもそういうふうなところを配慮するというような内容をちょっと取り入れております。

ちょっと委員おっしゃられるように、個別にやっぱり育児、それから介護、なかなか本当に研修をそれだけふやせればいいんですけども、いろんな制約とか、全体の組み立ての中でちょっと工夫して内容に取り込んだりとか、そういう形で取り組めればというふうに思っております。

○ 中川雅晶委員

ぜひ、今お伺いしたラインケアというところがそういう研修の中に入ってくるということで、ぜひその辺も年々進化をしていただいたりとか、当然介護とかというのはこの市庁内で担っているところがありますので、どういうマネジメントをしたら、就業が継続されて、両立支援とかというのも、この中ですごくモデルというか、検証できるシステムもありますので、ぜひそういう観点も含めて進めていただきますように、これはもうお願いをしておきます。とりあえず一旦。

○ 伊藤嗣也委員長

ご要望ということで承りました。

他にございますか。

○ 笹岡秀太郎委員

選挙啓発事業の資料をありがとうございました。

ちょっとお伺いします。

まず、これ、100万円ちょっとの予算なんですけれども、選挙啓発資料の配布というのは高校生に4500人に配布するんだというふうなことが書いてありますが、そこでこの資料を選挙啓発事業に使っていただくんだということなんですけれども、総務省と文部科学省が出しておる44ページものの資料が実は高校生に配布されておるんやけど、これとどう違うものが配布されるのか、ちょっと教えてほしいんですが。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙の啓発の資料でございますので、既に総務省と文部科学省が編さんしました、高校生に配られている資料と若干かぶるところはございますが、かなりのボリュームがある資料でございますので、私どもの作成する資料につきましては、もう少しポイントを定めたもので作成をしたいなというふうに考えております。

それと、もう一つは、四日市での選挙の情報ですね。例えば投票所の情報とか、四日市独自の例えば三重県の選挙区の区割りとか、あるいは四日市の場合、衆議院は2区と3区と分かれておりますので、そういう個別の情報とかをもう少しわかりやすく、高校に既に配られている文部科学省の資料には載っていないような情報も含めたような資料を作成して、それを使って説明をさせていただきたいなというふうに考えております。

○ 笹岡秀太郎委員

理解しました。

そうすると、例えば四日市の期日前投票所はここですよとか、そういう四日市独自のものが出てくるといふふうなことになるのかなと思うんですけど、そうすると、それぞれの基礎自治体が担わなあかん仕事になってくるのかな。四日市独自の施策を周知させるのは当然そうなんだけど、事前に配布されたものをわかりやすく解説するものは本当に必要なのかなという気がするんですけど、それはまあ、自分の思いだけにしておきますが。

それとあと、選挙セミナーの実施というので、5万2000円、これは各校から4名の生徒を選抜して、そこで関心を高めてもらって、また学校へ戻っていただいて、学校で実践してもらいたいということだけど、実践をするところまで行政が担うわけではないんでしょうね。実践していただくのは各学校が実践をするので、してねというお願いをするわけかな。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

委員おっしゃられるとおりに、私どもとしては、そのセミナーの中でいろいろ考え方とか、そういう方法について、ノウハウについて知っていただくというような形になりますので、実際に学校で実践していただくところまで、ちょっとさすがに私ども、取り組んでという形は難しいんですけれども、生徒たちだけでもそういうふうな取り組みができるような内容にしたいなというふうには思っております。

○ 笹岡秀太郎委員

より実効性を高めようと思うと、やっぱり県と連携してきちんと進めたほうが、より効果的かなという思いがするので、一度四日市の思いというのを県にやっぱり伝えるべきかなと思うんですけど、どうでしょうね。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

まだ、今現在ですが、県の選挙管理委員会との細かい調整とかはしてないんですけれども、その実施に当たっては、県の教育委員会のアドバイスもいただきたいと思っております、実際にちょっと県庁のほうへお邪魔したりはしておりますので、もう少し内容につ

いては、県のほうとまた詰めた形でしていきたいなというふうに思っております。

○ 笹岡秀太郎委員

そうなんですね。しっかりとその辺、取り組んでいただくことをお願いしておきたいんですが、それにしても、金額100万円ちょっとで、18歳以下に引き下げられたところへの啓発事業というのは少なくないかなという気がするんですが。この程度やと、投票率もある程度のと違うかなという気がするんやけど、部長、どうですかね、見解。

○ 辻総務部長

今回こういうふうに予算をお願いしましたが、実は昨年、もう一昨年になってしまいませんか、本会議でもちょっとだけお示ししましたが、実は手づくりで、市内のこれまでの投票率の状況でありますとか、投票所の場所でありますとか、結構手づくり感満載のものを別途つくってございます。

それと、前回の投票率を見ても、全体的には非常に低いと実際思っておるんですが、ただ、18歳、19歳の傾向を見ておりますと、県が発表してございましたが、18歳のほうは若干高うございます。19歳、20歳といくと、また低くなってしまふところがあつて、このあたり、18歳の方は来年19歳、その先、20歳になりますので、このあたりは確かに手厚くないといけないなというふうに思っております。

それと、先ほど笹岡委員おっしゃられた県との連携といいますのも、今、県教育委員会と前回も少し打ち合わせをしておるんですが、県の選挙管理委員会も一緒になって、この辺は少し強力にいかないと、若年層の投票率というのはもうかなり低うございますので、このあたりで先ほどの階層別研修ではないですが高校生あたりでぜひ力を加えていきたい。もちろん若年層のところをしないというわけではないですが、その辺のことを思っております。

この100万円は100万円として、ただ、これまでの手づくり感あふれたものは、これも一生懸命継続してやっていくつもりでございますので、そのあたり、ご理解賜りたいと思います。

○ 笹岡秀太郎委員

いずれにしても、高校生の啓発事業としては、これだけの金額しか今年度は予算はない

と、こういうことで認識しておけばええわけやね。ほかにはないんやな。高校生に対してはこのぐらいやね。

いずれにしても、先ほど言ったように、やっぱり国、県、市の役割、きっちりやっておいて、四日市市の果たすべき仕事というのもやっていただいておりますとは思いますが、例えば、選挙啓発事業においても、やはり余り四日市は資料を請求する制度しかないのかなという気がするので、もう少し充実できるように、やっぱりしっかりと国、県と調整をしていただいて、もうちょっと何かできる事業があるのではないかなという気がするので、より一工夫をしていただくことをお願いして、終わっておきます。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 中川雅晶委員

窓口支援システム及び行政内部システム等の保守運用委託についてお伺いしたいんですけど、特に窓口支援システムの保守運用経費というのは1億7924万2000円。きょう追加資料で、それぞれどんなことをされているのかというのは説明をいただきましたけれども、例えばシステムがダウンをしてしまったりとかする場合には、当然修復してもらわなきゃいけないんですけど、27年度の決算では、不具合が起きて、作業が中断して、再処理の件数というのは12件。12件ぐらい年間に起こっているというのは報告をいただいているんですけど、そのときに対応していく要員とか、それから、さっき言ったデータパンチのデータ入力業務とかで委託をしていて、人的に委託をしているというところなんですけれども、1億7900万円のうちに、どれが一番ボリュームが大きいんですか。いろんなデータ入力の人員なのか、ダウンしたときの復旧に対しての費用なのか、何が一番大きいところなんですか。その内訳をもう少し詳しく教えてください。

○ 江崎IT推進課長

ただいまの内訳ということですが、1億7900万円余り、運用委託をしておりますが、一番大きい金額を占めておりますのが、基幹系システムの保守運用委託ということで、8900万円ほどになっております。それから、データ作成委託というのは4100万円ほどでございますので、一番大きく金額を占めておりますというのは、やはり基幹系システム、これは先

ほどちょっと説明をいたしましたけれども、住民情報でありますとか、本当に市役所の基本となる一番大切なシステムでございますので、この辺の保守運用を行っていく費用、人件費が一番大きいわけでございますが、この辺が一番費用としては大きくなってございます。

○ 中川雅晶委員

その辺の大切なデータの管理をするのにということは理解するんですけど、例えばこの8900万円の人件費の部分が大きいとおっしゃいましたけど、何人ぐらいの人件費ですか。

○ 江崎 I T 推進課長

基幹系システムのほうの保守要員といたしましては、S Eということで、システムの関係、保守、開発をやっている人間ということで、3人でございます。

○ 中川雅晶委員

3名で、この8900万円というのは、ほぼ人件費と考えていいんですかね。

○ 江崎 I T 推進課長

人件費だけで、当然いろいろ費用ございますけれども、内訳としましては、ちょっとお待ち願えますでしょうか。済みません。

通常サポートとしまして、これもS Eのほうの費用になるかと思いますが、月額で260万円ほどかかっております。それから、あと、臨時のサポートとしまして――これは回数によるわけなんですけれども臨時ということで起きない場合もございますが――1日当たり3万8000円ぐらいの費用となりますので、これ、大体予算としては200日ぐらい見込んでおまして、これが700万円ほどになります。

それから、あと、パッケージ保守サービス費用というのがございまして、これは法改正が起きたりとか、あるいは業務を改修、改善していくときの費用がかかってくるわけなんですけど、これはパッケージとなって、開発したものではなくて、パッケージで業者のほうから、例えば富士通とかそういうところから提供されておりますので、これが年間4000万円ほどかかっております。

主な内容としては、そういうふうな金額で構成されております。

○ 中川雅晶委員

よくわからないんですけど、パッケージは、もう、そういうパッケージ契約になっていて、年間4000万円という契約になっているのはそれが高いか安いかわからないんですけど、そうなっていると。

今さっき、システムエンジニアの3名の方の月額に260万円とおっしゃると、1人当たり単純計算すると、87万円弱ぐらいになるんですが、そんなに人件費はかかるものなんですか。

○ 伊藤嗣也委員長

林 I T 課長補佐、補足説明願います。

○ 江崎 I T 推進課長

確かに80万円ほどとなると。

○ 伊藤嗣也委員長

林補佐、補足説明願います。

○ 林 I T 推進課長補佐

課長の答弁に補足させていただきます。

通常サポートということで、先ほど月額260万円程度で、1人当たり87万円ということなんですが、こちらのほうは、そもそも業者のほうに委託するときに、単価というものが大体ございまして、中級 S E とか上級 S E とかございまして、一般的には、一般的な相場で上級 S E といいますと、大体1月当たり120万円程度というのがこの業界の程度でございまして。

ただ、四日市といたしましては、大体従来から80万円から90万円程度のところで、1人当たりお願いをしているというようなことがございますので、こういった金額で依頼をさせていただいております。

○ 中川雅晶委員

ぜひ、例えば、これがどうなのかというのはなかなか判断はつかないんですが、今先ほど言った上級な人でしたら月額120万円ぐらいが相当ですとおっしゃれば、そうなのかもしれないんですけど、でも、その辺の他都市はこういうのはどういうふうに、どれぐらいの経費をこんなのにかけているのか、同格市程度の都市はどれぐらいこういうシステムエンジニアに人件費をかけているのかというようなデータというのは把握されているんですか。

○ 林 I T 推進課長補佐

委員がおっしゃられるような正確な数字というのは、ちょっと今つかんではございませんが、大体同規模の30万人都市で比べますと、いろいろ2形態ございまして、実際の職員でそういったノウハウを吸収して、職員が自前で面倒を見ていくと。そうしますと、職員数がやはり私どもの場合は少ないんですが、10名、20名と職員がそこに専門でございます。

そういう体制がとれない場合は、やはり業者に委託するということで、職員数を思い切って3名から5名ぐらいにして、あとはもう業者に委託するということになりますので、そういったところの単価につきましては、さほど私どもと変わらないというふうに認識してございます。

○ 中川雅晶委員

今の話は、市職員がある程度それを担っているのか、本当に外部に専門に委託しているのか、その辺の費用対効果ではないですけども、どうなのかという評価も確かにあると思いますね。

今この予算に関してどうのこうのではないですけども、次の決算とかまでに、そういうデータもあればなと思いますので、もし、できれば、他都市のそういう保守点検の経費に要する特に人件費とかというのを、市職員で担っているケース、それから、委託で全て賄っているケース含めて、比較検討できるような資料もぜひ、早急じゃなくても結構ですので、また、委員会に示していただくように、委員長のほうから、またお取り計らいよろしく願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいでしょうか。

他にございますか。

○ 早川新平委員

階層別の職員研修のところ、職員研修の充実についてということで、冒頭には市民に信頼される行政運営の実現をと書いてあるのやな。多分他都市でもこういう階層別の職員研修というのは当然やっているんですよね。四日市だけではないということでしょう。これはもう全国的にやっているということやね、研修として。

ここで、パワーアップのところ、地方公務員、四日市市の職員としての心構えというの、具体的にこれはどういうことか、ちょっとそこだけ教えて。

○ 永田職員研修所長

新採職員対象に、初日に人事課のほうから、この内容について説明といいますか、講義を受けるような形になっております。やはりこれまで学生であったり、民間に勤めていたりという中で、公務員としての自覚、自立をやっぴり早期にしてほしいということで、もちろん公平・公正という、市民の方への対応、それから、自身、公務員としてやっぴり執務姿勢をどうしていくか、その内容について、ここの中で説明をさせていただいております。

○ 早川新平委員

それは四日市市だけに限らず、全国でも同じなんやわな。四日市市のとってわざわざ書いてあるのでね、職員としてではなしに四日市市の職員としての心構えというところで何か独自性があるのかなという、一つ、私は期待をしておったんですよ。

パワーアップのところ、新規採用さんで、それ以前に人として――私ら感じているのが――挨拶も全然できていない。それが非常に目につく。挨拶する人はいつでもするんですよ。しない人は絶対しないと。これは、窓口なんかでも市民サービスの僕は基本やというふうに、非常に思っていて、こちらは挨拶したら、返してくれるんだけど、職員の方から、する方はいつもしてくれるんだけど、全然しない方はしないという。

だから、その研修って本当になっているのかなと。実務のほうは当然大事なんだけれども、職員としてというのは、地方公務員というのは市民サービスを担ってみえるので、確かに優秀で、私らは人材、人材というんやけれども、前、ちょっと見ていて、人材の材

を材料の材ではなしに、財産の財と書いてあったところがあったんですよ。人は宝なんだと。

だから、職員の方は、僕は優秀な方が非常に多いと思っているんだけど、その能力を実務のほうでは発揮は当然してもらわないかんのやけれども、その前に、職員の前に人としての挨拶をとることができていないのが、僕、最近目に特につくんですわ。していただける方はするんだけどね。

だから、そのところはまず基本中の基本やろうな。一丁目一番地やというふうには非常に思っているんで、ちょっと苦言というか、呈させていただきましたので、そこは、四日市の職員は皆さんすごい市役所に行ったら、挨拶ばかりだったよという評価を受けるような、これは僕、独自性やと思っているんですよ。

だから、そういう意味では、四日市市のと書いてあったので、お話をさせていただきました。

続けさせてもろうてええ。もうすぐだから。

○ 伊藤嗣也委員長

どうぞ。

○ 早川新平委員

どっちでもええんやけど。後にしようか。

○ 伊藤嗣也委員長

再開を20分再開でお願いいたします。

11:08 休憩

11:20 再開

○ 伊藤嗣也委員長

では、再開いたします。

○ 早川新平委員

一般質問でも、うちの谷口議員が言うておったんやけど、マイナンバーカードの普及で、いろいろ事業をやっておって、市独自でやることって非常に難しいところがあるんやけれども、現実には普及せんというのは、それなりのやっぱり理由があるんですよね。私らも市民の方から、あれはつくらなあかんのかとよく聞かれるんですよ。カード持っていると、例えば紛失したときとか、ここが一番ネックになってくると思って。それがコンビニ交付とか、いろんところで利用価値がふえてきたら、当然普及していくと思うんですよね。

先ほど笹岡委員が言った高校生の選挙の啓発もしかりなんですけど、どれだけ啓発しても、結果的には上がっていないというのは、それなりの何かの理由がある。これはマイナンバーカードの普及も僕はよく似ているところがあって、使い勝手がよくて、いいところであれば、やめろと言っても自然にふえていくんですよね。投票率も同じような関係があって、どれだけ啓発して行かなきゃだめだよと言うても、市民だけではなしに、国民のそういう考え方というのが、根本が。平和な国ほど投票率は下がっているんで、そこから考えていかないと、ただ、何でもええで、上げればええということではなしに、なぜ重要なのかということ、そっちを考えていかんと。これは職員の皆さんがどれだけ啓発してもらっても、結果が、しかりですよね。この間の市長選挙でも思ったように伸びていない。これも若い人だけではなしに、我々世代、特に60代以上のほうが上がってくるんですよね、基本的には。若年層が低いんだから、18歳に変わったから、非常に興味があって、国政もことしはあるかどうかわからんとしてもね。関心事があるかないかなんですよね。どれだけ啓発しても、力の及ばんところというのはあるのでね。

そういうところで、逆に私らは職員の皆さんに聞きたいんやけど、どういう形で、我々もいろんところで、いろんな場所で、啓発すると効果的なところが、あれば教えていただきたいんやけれども。ヒントとしてでいいですけど。というのは、なぜ言うかというのと、職員さんだけがどれだけ頑張ってもらっていても、やはり啓発というのは一部の人間でなしに、市全体で上げていかなきゃいけないということが現実にはあると思うんですよ。例えば、これは市民文化部になるのかどうかわからんけど、自治会とか、いろんところのネットワークを使ってね。学校だけではなしに、特化するのではなしに、市民全員に啓発をしていくことが、僕は非常に大事なところがあると思うんですけれども、何かあったら、松村さん、教えてください。

○ 松村総務部理事

選挙管理委員会事務局長も兼務させていただいております、松村でございます。

まさに早川委員おっしゃいましたように、単に選挙の啓発だけでは本当にやっぱり限界があるかと思えます。

最近よく言われる、主権者教育というものが言われておりますが、国のほうでも、そういった議論がされていまして、総務省のほうでも主権者教育の研究会というのを置いております。選挙の果たす役割自体を市民の方にどうやって伝えていくかというのが非常に重要になってくるのかなと思っておりますので、そういったことも今後十分検討して、それを生かして啓発のほうもしていくべきだろうというふうに思っております。

以上でございます。

○ 早川新平委員

優等生的な答えをありがとうございます。多分、5年後も同じ答えは出てくると思うんです。というのは、先ほどの職員研修でもいろんなあり方とか、公文書の書き方とか、それはもう、行政サービスというのは市民サービスやと私は思っているのでね、それが金太郎あめのように、どこの自治体に行っても同じだとしたら、公文書の書き方一つにしても、どこをとっても、責められないような、何とでも捉えられるようなという、僕はそれが非常にジレンマだと、正直なところがあってね。もっとストレートにわかりやすいことを言っていないと、選挙の件もマイナンバーカードも、こういう形でこういうふうにすれば、こういう特典がありますよという。

民間が発行しているものというのは、ものすごく普及していますよね、ポイントカードにしたって何にしたってね。だから、そういったもののメリットがあったり、市民、国民は、そういったところであれば、おつくりしましょうか、じゃ、お願いしますというところが非常に結構あるのでね。どこか、独自性をやっぱり——松村さんを責めているのと違って、優等生的な答えで——それしか言いようがないので、何かそこから一つアレンジして、四日市だけでも先頭を走っていただけるような方策、やれるものはないのかね。

○ 松村総務部理事

済みません。言葉足らずで申しわけありません。

本当に具体的になかなか今、明確なお答えというのは非常に難しいんですけど、多分選

挙を通じて、選挙で投票すると、それが自分にどう影響するかというのが、なかなか選挙人の方にわかっていないんじゃないかと。自分が選挙しなくても、結果は変わらないとかいう意識もあろうかと思えますし、投票することによって、それがどう直接自分に影響してくるか、先ほど早川委員もメリットがあるというお話をされましたけど、選挙がどういう自分に影響があるかということ具体的に——それが非常に難しいんですけど——どういった形で伝えていけるかということ今后十分検討していきたいと。

なかなか明確にはお答えできないんですけど、今考えているのはそういったことでございます。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他にございますでしょうか。

○ 中川雅晶委員

人権活動拠点施設整備事業計画についてですが、資料をありがとうございます。

それで、平成29年度の人権活動拠点施設整備事業費は5081万1000円となっているんですけど、きょういただいた29年度の整備の赤堀児童集会所の改修工事と人権プラザ天白及び天白児童集会所の改修工事の合わせて1670万円の工事、これは詳細をちょっと教えていただけますか。

○ 須藤人権・同和政策課長

今回、追加資料でお示しさせていただいた部分につきましては、今後の計画ということで、明確にアセットマネジメントであったり、あるいは29年度からの推進計画のほうに計画として上げさせていただくものを数字としてお示したものでございます。ほかの予算の中身につきましては、議案聴取会するときにも少しお答えしたかわかりませんが、日時的な中で、施設のほうの維持補修であったりとか、あるいはこの推進計画、アセットマネジメントに乗らない部分の改修——フェンスの改修であったりとか、あるいはグラウンドのトイレの改修とか——そういうものをもろもろ合わせた形で予算のほうは計上させていただいております。

以上です。

○ 中川雅晶委員

整備事業計画、アセットマネジメントでの計画ということですかね、今回追加資料でいただいているのは。それが、2670万円で、その残りはもろもろの、そのほかの急遽のものもあるでしょうし、これ以外の施設整備ということで理解して、約二千五、六百万円はそれに使うということですね。わかりました。

それから、続けていいですかね。

それから、人権学習支援事業補助金についてですが、この参加していただいた方は、その後、例えば、結果というのは報告書を提出していただいているとかということはあるんですか。

○ 酒井人権センター所長

参加後に研修集会等から30日以内に補助事業実績報告書の提出を義務づけしております。これには研修の名称であるとか、日時、場所、それから学んだ内容、また所感、それから、今後その学んだ内容をどのように生かしていきたいかというようなことをまとめた報告書をいただいております。

以上です。

○ 中川雅晶委員

そういうのは総括したりとか、経年的にその傾向性であったりとかというのもぜひ、情報共有できるものについては情報共有していただきたいなという部分はあるのが1点と、それから、27年度と28年度を見れば、27年度よりも28年度のほうが学生の参加がふえているということは評価するところなんですけれども、今後、やっぱり若い世代、次の世代により多く参加していただきたいなという思いがあるので、引き続き学生の参加の人数を上げていただくような取り組みをしていただきたいんですが、特に、例えば27年度から28年度にこれだけ学生がふえたとなれば、何か学生をふやすような取り組みをされたのかどうなのか。また、29年度においても、この辺の目標を持っておられるのかどうか、ちょっと確認をさせていただきたいんですが。

○ 酒井人権センター所長

学生さんの増加ということで、27年度から28年度にかけて、特にこれといったことは、具体的にはちょっとないのですけれども、引き続き、今おっしゃられましたように、若い世代の方たちの意識を十分に引き上げるというような意味も事業の趣旨でございますので、そのあたりは効果的な形になるように意識をする中で、十分PRに努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○ 中川雅晶委員

その辺をぜひ、たまたまではなくて、戦略的にというか、政策的にこういう次の世代にしっかりと学習の機会を提供していくということは、僕は人権施策としては非常に大切な部分であるので、たまたまではなくて、ぜひ29年度は28年度よりも多くの学生に参加していただいたと。あわせて男女共同参画の日本女性会議とか、こういうところにも次の世代の方にも参加できるように促したりとか、もちろんほかの部分においても若い世代の方に行っていただくように、例えば広報のあり方とか、また、その促進策とかというのをぜひ考えていただきたいなと思うんですが、その辺の取り組みをしていこうとされるのか、もう相手任せなのか、その辺はどうですか。

○ 酒井人権センター所長

今、ご指摘も踏まえまして、やはりたまたまではどうかという思いもございますので、ちょっと済みません、具体的にないということは、これから考える余地はあるかと思いますが、その方向で工夫をしていきたいというふうに思います。

○ 中川雅晶委員

補助率もわざわざ学生の方には5分の4にしているわけですね。より参加していただきたいという、僕はこの辺にメッセージがあると思うんですけど、ぜひ毎回同じ方が同じ会議に行っているというのではなくて、やっぱり広く知っていただくという、学習の機会を提供していくというのも行政の仕事やと思いますし、特に次の世代を担っていただく学生——学生といっても、大学生から、小学生は行くこともないと思うんですけど、中学生ぐらいはあると思いますので、ぜひ高校生、大学生が中心になるのかなと思うんですけど——ぜひその辺に啓発活動を積極的にしていただくようお願いをしたいと思うんですが、

その辺、もう少し強い決意をいただくようなコメントがあれば、お願いします。

○ 酒井人権センター所長

例えば、高校生、大学生であれば、市内の学校のほうにも働きかけるとか、そういうやり方もあるかなと思います。それと、地域の団体とも連携をしながら、積極的に取り組みを進めてまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○ 中川雅晶委員

ぜひ積極的に進めていただきたいなと思いますし、学生であれば、そういう自分の課題であったりとかに連動したりとか、高校生はちょっと夏休みの宿題とかというわけで、研究発表とかに連動するとか、いろんな深まりも含めて、そういう学習の機会とか提供できるように期待しておりますので、今度は、29年度の決算には、こういう意図的な取り組みでこういうふうに数字が動いたというふうに報告いただけますように期待しておきます。

以上です。

○ 早川新平委員

先ほどの参加していただく人の固定化という、中川委員からちょっと話あったんやけど、現実には固定化の傾向があるんですか。

○ 酒井人権センター所長

やはり名簿を見ておりますと、27年度、28年度で連続して申請されてみえる方もおみえになります。

○ 早川新平委員

なぜお伺いしたかという、いろんなところで——先ほどの自治会とか、いろんな話の中で——こういうものが今度あるので、誰か行ってくれないかと言うと、いろんな部分で固定化してくるのやわな。でも、それやったら、中川委員が今お話しされたようにさ、広がっていかない、やっていますよというだけのことになって、有名無実になることを僕は非常に危惧しているんですよ。

表を見ても、27年度、28年度の全日本同和会青年部研修会、大阪でやるときは10人と多いので、地域で遠いところやとやっぱり参加人数が減るということが、この表でわかるんやけど、そういったところというのはやっぱり解消していかなきゃいかんという問題点やと思っているのやけど、何かその解消法って考えてみえますか。

○ 酒井人権センター所長

なかなか個別には難しい部分もあろうかと思えます。それと日程的なところ、それから地理的な部分もありますので、そのあたりは十分、人権センターとしても、その辺を把握した上で考えていかなければいけないかなというふうに思います。

○ 早川新平委員

本当にご苦労さんでしょうけどね。これは、誰かに依頼するのか、それとも純粋に個人の応募なのか、どっちなんですか。

○ 酒井人権センター所長

広報といいますか、周知の仕方は、広報よっかいちに掲載をしておるといようなことも活用しておりますので、広く公募をかけておるといようなことが実態でございます。

○ 早川新平委員

そうすると、純粋にどこかの組織とか、そういったところに依頼とか、誰か募っていただけませんかということをやっているか、やっていないかだけ教えてください。

○ 酒井人権センター所長

個別に依頼をしておるといことはございません。

○ 早川新平委員

個別にということやと、何か含みがあるように見えるのやけど、何も責めるとか、そういうものではなしに、苦労されているのはわかっているので、どうなのかなと思って。

○ 渡辺人権行政監

今、早川委員のほうから、人権学習支援事業補助金の使用用途の効果といいますか、そういうご指摘を頂戴しました。

まず、この大会ですけれども、前段にあります、全国で広く市民の方が参加できる研修ということでございます。市民の方が参加いただく場合に、1年間で1回しか、参加、まずできません。複数というのはお断りをしてございます。

人権意識を高揚という、なかなか難しい命題ではございますけれども、よく言われるのは深まりと広まりでよく言います。この中で、例えば女性の問題、男女共同参画、いろいろございますが、女性の人権について深く学習したいという方であれば、その辺の人脈等の関係もございまして、一度参加をされ、そこで他市のいろんな方と知り合いになられた。ますますそれを深く、そういうのを勉強していくということで、次年度もそういう方たちと一緒に学習を進めていくというふうな話も聞いたことはございます。そういう深まりという部分はございます。

一方で、先ほど来の高校生の広がりというふうにとれると思うんですが、広がりという部分で広く、先ほど来、広報等で市民の方に。特に特定の団体というふうな、一切ございません。広く広報に周知をかけて、やっております。ただ、私ども人権センターの下に人権プラザがございまして、人権プラザの中でいろいろ種々、事業をやっております、そこに高校生が集まるような、こちらが狙いを持って、そういうふうな取り組みも一部やっております。そういうところに働きかけもしながら、そういうところの参画を促すというふうなこともやっております。

高校生の場合は、保護者の方の承認をいただくということもやっております。5分の4ですが、残りの5分の1がございまして。特に距離の関係で、そういう金額的な負担という部分は出てきますので、必ず保護者の方にお話をさせていただいた上で、理解をいただいた上で実施をしていると。ただ、先ほど来ありましたように、選挙のお話とまるつきり一緒かなと思うんですけれども、こういう若い方が若いころから人権意識を高めていただくということが、これから家庭を持って、子どもさんができて、親の立場になって、やはりそういう繰り返しという部分はございますので、こういう若い方は非常に大事にしたいということで、5分の4という形になっているわけでございます。

いずれにしても、広く——ここにはございませんが例えば外国人に関するような集会でありますとか、そういう開催も私ども対象にしてございますので——もう少し広報の中で広く目を引くようなといいますか、その辺についてはちょっと工夫もしながら、取り

組んでいきたいというふうに考えています。

○ 早川新平委員

オーケーです。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

○ 早川新平委員

結構です。

○ 笹岡秀太郎委員

人権推進費で、説明を聞き漏らしたかもわからないので、確認をしたいんですが、前年度の予算から見ると、200万円のプラスですけど、これはどこがふえたのか。説明があったら、ごめんなさいね。

○ 酒井人権センター所長

約200万円増額をしておりますのは、市内各地区の人権同和教育推進の団体、いわゆる人同協、人権協への委託金を増額させていただいております。この部分が約200万円強になっております。

以上です。

○ 笹岡秀太郎委員

各地域の人同協、市民のいわゆるそういう人権学習に対して、強く力を入れていくこと、こういうことだと思うんだけど。それと、人権施策の中で120周年事業の何か冠がつくようなものはあるんですか、この予算の中で。

○ 酒井人権センター所長

特に120周年を意識した事業というのはございません。

○ 笹岡秀太郎委員

111周年で人権フェスタ2008というのをやって、370万円の予算をつけておるのやわな。今回、抜いた理由を教えてください。

○ 酒井人権センター所長

特に意識をして抜いたということではございませんが、例年並みの予算の確保ということで組み立てをしているというのが実情です。

○ 笹岡秀太郎委員

四日市は人権宣言都市しておいて、それは一つの売りやと私は思っておるんやけど、111周年のときもやっぱり冠をつけた事業で、きちんと市提案事業として上げておるわけやわな。今回外したということは、人権施策はもう十分浸透して、特出ししなくても、四日市はもうそれだけの意識醸成ができて、立派に育ったよというふうに受け取っていいのか、それとも、いや、たまたま乗せなかったよと、こういうことなのか、その辺、ちょっと明確にしてもらえますか。

○ 酒井人権センター所長

どちらかという、今言われました後者のほうでございまして、十分というところのものではございませんが、引き続き維持をしながら、内容をより一層充実をさせて、よいものをつくり上げていきたいというふうに考えております。

○ 笹岡秀太郎委員

前回上げた事業から別に継続してやらなあかんという思いはないけれども、せっかく前回上げて、成果も上げた事業を今回出していないというのは、やはりちょっと問題かなと。今からでも遅くないので、この人権施策に関することも、冠つけた、120周年に合わせた事業に合わせる人権施策というのをやっぱり取り組んでいかんと、どうなんですかということが出てくる可能性もあるので、その辺、部長、考え方を。

○ 渡辺人権行政監

人権行政監、渡辺でございます。

今、笹岡委員のご指摘のとおりだと私も思いました。

今、人権という部分について、もう十分なのかという部分については、111周年のときに比べれば、私は上がっていると思います。ただ、上がっているというのがマックスまで行っていないというのが現実で、私どもは業務として、これは今後も進める必要があるという時点の中の120周年というふうに捉えたときに、引き続き、それは市の大切な施策であるというふうに私も感じますので、政策推進部のほうと、今後ちょっと調整をさせていただきたいと思います。

○ 笹岡秀太郎委員

ぜひ頼みます。というのは、やっぱり市民の事業としてなかなか上がってきにくい事業にもなってくるので、やっぱり行政側が主導してきちんと特出しをしていくというぐらいの意識をきちんと持っていかないと、いかがかなと問われる可能性もあるので、ぜひお願いします。

○ 伊藤嗣也委員長

辻部長、一言答弁をお願いします。

○ 辻総務部長

やはり、私も、人権啓発、学習について、これはやはり力を入れて、当然すべきだと思っておりますが、やはりところどころで節目なり、それが必要やと思います。

そういう意味では、今おっしゃられた、表現が適切ではないかもわかりませんが120周年という、一つのそういう意味の節目ということで、やはり一度考えたいと思います。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

行政はしっかりと人権施策に取り組んでいただいておりますのやから、今部長の言われたとおり、もう一つこれをさらに充実させた方向というものがやっぱり大事なかなという思いがしますので、ぜひ乗せていただくようなことを要望して、終わっておきます。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 日置記平委員

教えていただきたいことがありまして、3 ページの一番上、市町アカデミーから、その次、国際アカデミー、政策研究機関等、三重県市町総合事務組合、北勢4市合同研修、そして、日本経営協会、ここまででいいですので、ここの年会費が幾らいつているのかですね。これは決算の実績になりますけど、年会費が幾らか。

それから、昨年、それぞれ、六つの機関になりますが、それぞれの機関にどれくらいの参加者があったのかというのをちょっと参考までに、今すぐ出れば、教えてください。出なければ、これは後日で結構です。

○ 伊藤嗣也委員長

日置委員、これは採決に影響は。

○ 日置記平委員

ありません。お願いします。要望ですね。

○ 伊藤嗣也委員長

資料を準備できますか。

○ 永田職員研修所長

まず、研修機関への負担ということで会費ということですがけれども、先ほどおっしゃられた六つの機関について、会費として払っておりますのは日本経営協会のほうだけになります。あとは個々の研修に対して参加負担金という形で日数等に応じた負担をする形になっております。日本経営協会につきましては年間5万円が会費となっております。この会費を払うことによって、講座のほう——これも日本経営協会主催の講座に参加する場合の参加負担金というのが別にかかるんですけども——それが会員価格になると。もしくは機関紙等の情報を提供されるというようなことで会費を払っております。

人数なんですけれども、今のところの見込みでよろしいでしょうか。

○ 日置記平委員

それか、後で教えて。後でいいです、人数は。

それと、もう一つお願いですが、その六つの機関の事業内容、簡単でいいですから、ありますよね。全部の事業内容——これは、私たち議員も参加できるところがあるはずですので、これは我々、この総務常任委員会でも皆さんが知っていただいて、有能なセミナーがあったら、それは参加したいと私は思っているので——その事業内容をちょっと教えてください。これも後でいいですから。

それと、委員長、よろしいですか。

○ 伊藤嗣也委員長

どうぞ。

○ 日置記平委員

それと、この中にあります三重県市町総合事務組合と、これは後で教えてもらうから、わかるんですが、その事業団体と、それから、三重県地方自治研究センターとは全く違うものなのか。それから、僕が今言った三重県地方自治研究センターの会費は幾ら払ってもらっているのかを教えてください。

これ、すぐ答えられますやろう。

○ 永田職員研修所長

まず、三重県市町総合事務組合といいますのは、一部事務組合になっておりまして。

○ 日置記平委員

ちょっと待って。それは後でもらうから、よろしいわ。この組合と三重県地方自治研究センターとは異質のもののように思うけど、異質ですか。

○ 永田職員研修所長

別のものになります。

○ 日置記平委員

それは、実は私もこの三重県地方自治研究センターは、会員にならせてもらったんですよ、昨年からね。これはもう僕、中身はわかりますので。

今度、この六つの機関に参加した参加者と、この自治研究センターのほうを入れると、七つになりますが、ここも参加実績を教えてください。

○ 伊藤嗣也委員長

後ほどでよろしいですか。

○ 日置記平委員

いいです。

それじゃ、今度は部長、お願いですが、実はこれまで僕もいろいろ体験した中で、市立四日市病院、それから市民窓口、議会事務局も含めて、消防本部もあるかどうか、あらゆる部門で迷惑市民というのがあります。簡単に説明できませんけど。例えばその人が自分の思いを、不満をぶつけ、不満をその部門に、もう毎日毎日来られる部門があります。それは私も体験しました。議会事務局もあります。

これはどうしたほうがいいのかということですが、これはずっと研修の項目で見ると、3ページが一番下に載っている研修リーダー養成研修のところ公務員倫理研修というところがあるんですが、これも倫理といえはそうかなと思うんですけど、そういう特別カリキュラムを組んで、撃退法というようなことも少し入れておいていただかないと、1年生の職員が受けたとき、まことに気の毒に、即解決できないですね。それを課長なり、リーダーが見てくれて、すぐ対応してあげりゃいいけど、余りそういう迷惑にはかかわりたくないのが、これ、本音でありまして、私もいるときは、私がその中に入ると、私が今度は餌食になったりして、そういう経験あります。

ですから、これは一つ、教育、指導の一環として、特に課長クラスの人に学んでもらうべきなのかどうか。これまでのいろんな経験を積み重ねて、こんなときにはこういう対応をすべきだと、こんなときにはこういう助けするマニュアルなんかは作成しながら、やってもらい必要があると思いますが、これは、特に若い、特に女性の方には集中されますので、そういう方は。これは研修の中身として取り上げられたことがあるかどうかは一遍お答えいただいて、あるとは思うんだけどね。だけど、真剣に一遍取り組んであげてください。それについてちょっとご意見あれば、聞かせてくれますか。

○ 辻総務部長

これは法令遵守ともかかわった、非常に重要なことだと思っております。私ども、今、階層別研修で、特に管理職を中心に、そのあたりの知識なり、それを当然つけていかないといけないと思います。とともに、いろいろ市民にもご迷惑をおかけした事案もあるんですが、体制といたしましては、各部局に不当要求といいますか、もちろんご意見を頂戴するのは、貴重なご意見、非常に多うございますので、それはきちっと受けとめないといけないと思います。ただ、それが必ずしもそうではない場合は、やはり毅然としていかないといけないというので、各部局に不当要求等の担当者を置いてございます。

つい、この年明けてからも、県の暴力追放センターというのがあるんですけれども、そちらへお願いしまして、こちらの弁護士さんでありますとか、この事務局の方でありますとか、その辺の研修会も持ったところでございます。

繰り返しになりますが、市民からのお声、貴重なご意見、非常に多うございますので、それはきちっと受けとめないといけない。とともに、不当要求につきましては、限度を超えたものについては毅然と対応する。そのあたりを今、研修もことしに入ってやったところでもありますけれども、あるいは各部局に、県警で仕事をしたご経験のある方も法令遵守推進員として配置もし始めておるところでございますので、できる限り悩み事であるとかを個人で抱えずに、情報を共有して、それを全体の中でオープンな中で議論をして、こちらが反省すべきところは反省し、毅然とすべきところは毅然とする、それを組織として対応していく、そういうような考え方で今後より一層その辺は努めたいと思っております。

以上でございます。

○ 日置記平委員

この研修カリキュラムの中にもメンタルヘルスが入っていますが、そのトラブルによってメンタルヘルスを特別受けなきゃいけない職員が出てくることは極めて悲しいことですので、しっかりとそここのところは視点を当てて、やっていただきたいをお願いをしておきます。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

まだ、ご質疑がある委員の方もおられると思いますので、休憩に入りたいと思います。
再開は午後1時でお願いいたします。

12:00 休憩

13:00 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、再開いたします。

ご質疑のある方は挙手を願います。

○ 藤田真信副委員長

よろしく申し上げます。

入札契約制度の件で簡単に一つだけ、1点だけ。新市長になって入札制度改革ということで、市内業者優先というふうなことで代表質問等が出ているんですけども、期限というか、いつごろ出していくのかというところだけ、見込みだけで結構ですので、教えていただければと思います。

○ 駒田調達契約課長

市長のほうで公約の中に入札制度改革をということでご質問いただきました。今、実際に市内優先という形で現在のほうも入札制度のほうは実施しておりますが、さらに、市長が言われたことにつきまして検討しまして、一応、工事のほうなどは6月が毎年の切りかわりになっておりますので、そのときには制度のほうの改革を少しは考えております。

以上でございます。

○ 藤田真信副委員長

ありがとうございます。

あと、女性職員の中に占める管理職の割合なんですけど、少しずつ上がってきているということなんですけれども、ちょっと僕も今、手元に資料がないので忘れちゃったので、今どれぐらいかというのと、あと、今年度の目標だけ教えていただければと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

どなたが答弁されますか。

○ 川口人事課長

人事課の川口でございます。

女性職員の管理職のパーセンテージでございますが、平成28年4月現在で19.2%となっております。これは、過去から見ますと、少しずつではございますが上昇しているというふうな状況でございます。

新年度につきましては、まだ今、人事異動の作業中でございますが、きちっとした数字というのはまたこれから先ということになってまいります。ちょっと今の退職の状況を見ますと、保育園、幼稚園の園長先生がもう退職がことしたくさんございまして、そういうところもあって、もしかすると少し下がるかもしれないというのが今の見込みの状況でございます。

以上でございます。

○ 藤田真信副委員長

目標設定というのはしていないんですか、数値目標は。

○ 川口人事課長

何年度に何%というふうな形での目標という明確な数字としての目標は立てていないのでございますが、少しでも上げていくというのが方針でございます。

○ 藤田真信副委員長

ありがとうございました。今後ともよろしく願いたします。

あと、別なんですけれども、自治体内弁護士を今ご活躍いただいていると思うんですけども、うろ覚えなんですけど、28年度1月からでしたか、採用されたのって。

○ 川口人事課長

昨年度、採用募集のほうは行いまして、実際に採用をさせていただいたのは28年4月か

らとなってございます。

○ 藤田真信副委員長

じゃ、4月から大体半年ちょっと、もう半年ぐらいやっていただいたんですね。その半年間の業務内容と、あと、次、この29年度、どういうふうな形でご活躍されるのかというのと、あと、もしメリットが非常に大きいということであるとするならば、定員をふやしていくということはお考えがないのかだけお聞かせください。

○ 山路総務課長

実際、弁護士につきましては総務課の職員として勤務を今年度からしております、各課、各部からの相談、さまざま法的な課題についての相談に対応しております。いろんな部から相談を受けるわけなんですけれども、大変好評といたしますか、相談してよかったという声を多数聞いております。ですので、今後も原課としては充実していただきたいとは考えております。

以上でございます。

○ 藤田真信副委員長

ありがとうございました。

あと、最後にします。マイナンバーの件なんですけど、資料をありがとうございました。これを見させていただいてそのとおりだろうなと思っているんですけども、7月からマイナポータルが運用されたりとかということで、国のその方針にのっとってやっていくということなんですけれども、その内容として、これからマイナポータルを利用して、例えば、そういう子育てのここにも書いていただいているようなワンストップサービスの提供というか、もっと言うと、自分自身が幾ら納税したとか、そういうのもこのマイナポータルの仕組みでわかるということですよ。ですので、こういう利用をしたら、こういうメリットがあるよということもあわせてやっぱり周知していかないと、交付件数というのがふえていくということにはならないと思うんですよ。交付してもらおうとこういうメリットがあるというところも一緒に周知していく必要があると思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○ 江崎 I T 推進課長

マイナポータルについて、登録を推進するといいますか、PRをしていかないとなかなか普及しないということでご質問をいただきました。

これにつきまして、マイナポータルは、ことしの7月から運用というふうになっております。中身につきましては、委員おっしゃっていただきましたけど、子育てワンストップをするとか、自分自身の情報であるとか、あるいは、自分自身の情報は行政間、自治体間でどういうふうに動いたのかとかそういう機能があるとともに、あと、いろんなことを今、まだ検討段階の部分もまだまだございます。

そういう中でどうやって市民の方に周知していくかということでございますけれども、まずは、広報よっかいちを利用して、7月ということですので5月あたりに5月号で特集を組みましてPRをしていきたいと考えております。それから、あと、ホームページにもそのようなマイナポータルの関係の説明を載せることによりまして周知を図っていきたいと思っておりますが、まだまだ確定していない部分がやっぱりありますので、ちょっと難しい部分もあるんですけれども、なるべく市民の方にわかっていただけるような内容で載せていきたいと考えております。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他にございますか。

○ 中川雅晶委員

さっきの任期付きの職員さんについてですけれども、この庁内での法的なことに関しての相談とかというのはよくわかりましたけど、それだけの活用ではちょっと限定的かなど私は思いますので、もっと市民の利益になるような活用の仕方というのが僕はあると思いますし、そのためには今後の任期付き職員の採用をしていく計画とかというのももう少しちょっと具体的に答弁いただけますか。

○ 川口人事課長

今、中川委員のほうからご質問いただきましたが、まず、四日市市としましては、弁護

士の採用というのをまずやろうということで、昨年、採用試験のほうを実施して、今、現在、そのように役に立っておるといいますか、活用できておるといふような状況というのを確認させていただいたところでございまして、現時点でまだ先行き、弁護士も含めてその任期つき職員の活用という部分では研究が必要かなというふうには考えてございますが、どのような採用計画を持っておるかということにつきましては、現時点で明確なものはないというような状況でございます。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

そういうのも部内でやっぱり検討しておいていただかなければ、今の限定的な活用の仕方だけやったら、別にわざわざ任期つきにしなくても外におられる顧問弁護士で十分対応できることだってあり得るわけですから、そうではないというところが任期つき職員のメリットなので、どういう活用をしていくのかということのもっと先進地であったりとか検討をいただきたいというふうに思いますし、任期つきですので、1名だけやったら、その任期が来ればもう終わってしまう話ですので、それを継続的にするのかどうかという判断も5年の以内にはしていかなきゃならないし、職員も別に弁護士に限定しているわけではないので、いや、弁護士だけでいいのか、市長が言っておられるように、今度、財務に強い人となれば公認会計士とかということだって選択肢であるし、それ以外の方だってあるわけですから、そういうのはどれだけの分野で、どういうところを補強したりとか、来ていただくことによって相乗効果を発揮できるのかということのもやっぱり早急に計画なり施策というのを市民の方に明確にしてもらわなきゃいけないというふうに私は思うんですが、その辺、どうなんですか、部長。

○ 辻総務部長

この任期つきの弁護士につきましては、法律改正も、対応して条例も3年前になりますか、ちょっと定かじゃないんですが、近年、条例もお認めいただいて、去年の4月から弁護士として採用させていただきました。この採用に至る前、あるいは、至った後、例えば、先進都市として、以前、議会の中でもご質問をいただいて、明石市なんかですと、かなり複数名採用されて、実際、それぞれの部局にもということも把握してございます。あのときに、採用に当たってのときにもお話しさせていただいたかとは思いますが、まず、

採用についての初めてでしたので、どういう方が本当に応募いただけるかどうかから始まって、採用できました。ただ、まだ、今、庁内の顧問弁護士と庁内に常駐して突発で起こったことも予約といいますか、電話ではなくて、直接、その辺で非常にスピード感が相談のメリットというのも私、考えておりますし、まず、法的な根拠を押さえて行政実務をする、その辺で非常に役に立っておると思います。

繰り返しになりますけれども、明石市の例なんかですと、福祉窓口でありますとか、うちでいう男女共同参画の窓口であるとか、それぞれにやっておるところがあって、当然その辺も視野に、ただ、ものすごくスキルを持った方が自由に採用できるという状況でもございませんので、そのあたりは見きわめていきたいと思っております。ただ、1人採用したから、実務の担当の部長としまして、今非常に効果があったと思っております。

これをいかに広げていくかというのは、当然、広げていきたいと思っておりますし、市長が代表質問の中でも、あるいは、所信の中にもありましたけれども、新たな民間の手法でありますとか、今、中川委員がおっしゃっていただいたようなことも取り組んでいくという方向を出していますので、これもまた違う、法務ではないですけれども、新たな分野の専門的な知識の外部からの投入かなど、その結果として、今回の弁護士もそうですけれども、職員がそれで刺激を受けて、それで勉強していくという、その相乗効果も非常にあると私、考えていますので、そういう面でこのあたりは積極的と申しますか、1人で終わりということは考えてございません。今後とも引き続き、また、予算、あるいは、場合によっては条例等でご無理をお願いするかもわかりませんが、そういうような考えでございます。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

その継続性を担保していく、ひいては市民の皆さんに利益を還元できるような方策というのをやっぱり考えていただかなきゃならないと思うし、先ほど明石市の例もおっしゃっていましたが、明石市なんかは役職につけられたりとか、実際に条例もその任期つき職員さん発の策定の条例というのも幾つも先進的に取り組まれていますので、場合によっては国のほうへ出かけて行って、委員になられたりとかというのもありますので、本当に活躍されているという部分はありますから、本市もそれと一足飛びに1人採用したからといって、すぐそこまでというのは難しいのはよくわかりますし、弁護士さんといってもいろ

んな得意分野であったりとかあるので、弁護士だからといって全て万能というわけではないのもよくわかっていますけれども、ただ、市としてはせっかくそうやって一步を踏み出したのであれば、今の限定的な活用だけにとどまらず、やっぱり継続性を持たせて、また、質もより相乗効果も上げていけるような方策をぜひ、少し絵を描きながら進めていただきますようお願いをしておきます。

以上です。

○ 早川新平委員

期限つき弁護士さんと、それから、顧問弁護士さん、そのすみ分け、ちょっと教えてほしい。理由は、もう昨年になるのかな、市にとっては不幸な案件があったでしょう、市民からの例の。そういうところで活用しておるのはどうなのかという、現場同士ね。その違い、役割を教えてほしい。

○ 松村総務部理事

顧問弁護士と任期つき弁護士の役割分担でございますが、任期つき弁護士はやはりどちらかといいますと、若手の弁護士を任用するということが多くなっております。ということと常駐しているということで、気軽に相談できるというのが一番大きなメリットだと思います。顧問弁護士の方は、今、森川仁弁護士ですが、非常に経験の豊かな方ということで、より高度な相談をすとか、あるいは、具体的な訴訟案件についてお願いするということで、そういった役割分担をしているということでございます。

○ 早川新平委員

これ、総務部で言ってええことかどうかちょっとわからんのやけど、あかんなら、それは財政経営部やとか言ってもらったらええんやけど、この間の案件の件で、新聞に載ったような大きな案件というのは利用はしたの、庁内で。そのときには任期つき弁護士もおったわな。

○ 松村総務部理事

年度末にありました税などの問題につきまして、庁内で種々検討したときには、総務部が中心になりまして、もちろんその任期つき弁護士も加わってどういった法的対応をすべ

きかということ十分に検討したと。そのときかなり中心的な役割を担っておりました。

○ 早川新平委員

中心的な役割を担ってもらっていても結果としてはああいうふうになったということですか。

○ 松村総務部理事

私の説明が不適切でした。その問題が起こった後にどういうふうな処理をすべきかと、その問題発生前につきましては、任期付きの弁護士とか、あるいは、総務部のほうでも十分把握し切れておりませんでしたので、事後処理になってしまいましたけど、その段階で今後どうするかとか、この問題についてどう処理するかということを経済士の立場で法的な意見を十分に出していただいたということでございます。

○ 早川新平委員

それ以上は聞きませんが、せつかく任期付きの弁護士さんが見えになって、その上にまた顧問弁護士さんもいるので、活用してもらわないと宝の持ち腐れというところがあるので、いろんな市民の方がみえるので、多方面にわたって活用していただきたい。

○ 松村総務部理事

ありがとうございます。年末の問題が起きました後に、本当に弁護士にできるだけ早く相談すると先ほどから申しておりますけど、気軽にといい、適切な表現ではないかわかりませんが、問題が起こる前にできるだけ早く相談するというのを、そういう体制を構築して、法的な問題が起こらないように任期付き弁護士、あるいは総務課を中心にして対応させていただきたいというふうに、もうこれは重々もう認識しておりますので、今後もしそういう処理を行いたいと思っております。

○ 早川新平委員

森市長もおっしゃってみえる風通しのよい、全庁的にやっぱり情報共有してもらわな

っていただきたいというふうに言って終わります。

○ 平野貴之委員

直接予算には関係ないことなんですけれども、市の職員さんは何年かに一回部署の異動があるんですが、それに対して臨時か嘱託の職員さんは異動はないんですかね。ちょっと幾つかの部署の現場の方から聞いたことがある話なんですけど、その部署の中で正規の職員の方よりも臨時か嘱託かの職員の方のほうが一番長くその部署にいる状態があって、それで、結構発言権や何かいろいろなものが必要以上にその異動のない人に偏ってというか、強くなってしまって、現場の雰囲気非常にぎくしゃくしたりとか、ちょっと業務に支障が出るような状況があるということは何人かの方から聞いたことがあるんですけど、そういう状況というのはどのように把握していらっしゃいますか。

○ 川口人事課長

臨時職員につきましては、原則といいますか、5年で所属なり業務を変わっていただくという形でそういう異動といいますか、そういう形でやらせていただいておりますが、ただ、一部、専門的な職種の臨時職員につきましては、ほかの業務というものがございませんので、そういう方に限っては長く同じ所属におるというふうな形も場合によってはあるかなというふうに考えてございます。当然、臨時職員ということでございますので、その職務の権限を含めて、当然、正規職員が重い責任なりを担うというのが通常であるというふうには考えておりますので、そのあたりはきちっと職務の仕分けといいますか、臨時職員にお願いする部分の職務というのをきちんと区分けすることによって、そのような形が出ていかないように今後とも注意していきたいと考えてございます。

○ 平野貴之委員

そうですね、確かに言われてみると、相談というか、そういう話を聞いたそういう方というのは、確かに専門的な立場の方なのかなというふうにちょっと想像するんですが、やっぱり実際に――今、何かそういう状況があるということ、その人だけの話を聞いてもだめなんですけど、本当はそっち側の話も聞かないとだめなんですけど――そのような状況がないように、一度、ちょっとランダムに現場の方にちょっとヒアリングなども行っていただければなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○ 川口人事課長

当然、各所属長を通してという形ではございますが、人事のほうにも話としては上がってくるということはございますが、直接、例えば、人事課が各臨時職員の話を書くというふうな場自体が今現在ないのは実状でございます。制度としてということになってきますと、臨時職員の数も相当でございますが、このような形でやれますというふうなのをちょっと現時点でお示しは難しいところはございますが、委員おっしゃっていただきましたように、それぞれの職員の思いといいますか、そういうものもきちっと把握して、その辺のところを対処できるようには常日ごろから心がけておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

○ 平野貴之委員

そういうふうな上司に相談しても何かその話を握り潰されてしまうという、そんな話も何かあるので、ちょっとそこを注意していただいて、今までよりも注意していただければと思います。

私も実は以前、銀行に所属していて、銀行も3年ぐらいに一回、転勤、店舗の異動があるので、そういうパートの方が一番長いという状況はあったんですが、確かにええ面もあるんですが、正直やりにくい面もあって、それはちょっとぐらいのやりにくさならその場で解消していけばいいのかなと思うんですが、やはり公務に支障が出てくるとなるとちょっと問題かなと思いますので、またちょっと心配りのほうをよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他にご質疑はございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきましたので、ご質疑も他にないようでございます。

これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

討論もないようでございますので、これより分科会としての採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、採決を行います。議案第61号平成29年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分、第2目人事管理費、第3目恩給及び退職年金費、第4目文書広報費中総務課関係部分、第9目計算記録管理費、第15目人権推進費、第21目諸費中総務課関係部分、第4項選挙費、第5項統計調査費について、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第61号 平成29年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分、第2目人事管理費、第3目恩給及び退職年金費、第4目文書広報費中総務課関係部分、第9目計算記録管理費、第15目人権推進費、第21目諸費中総務課関係部分、第4項選挙費、第5項統計調査費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

全体会に送らないこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、理事者の入れかえをお願いします。

委員の皆さんは引き続きでよろしくをお願いします。

次、補正予算のほうに入ります。

議案第94号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費

第2目 人事管理費

第4項 選挙費

○ 伊藤嗣也委員長

どなたがご説明。よろしいですか。

それでは、続きまして、議案第94号平成28年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第2目人事管理費、第4項選挙費について、資料の説明を求めます。

○ 川口人事課長

人事課、川口でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは議案第94号平成28年度四日市市一般会計補正予算（第7号）の歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の臨時職員賃金と第2目人事管理費の職員手当についてご説明させていただきます。

資料につきましては、最初、タブレットのメニューに戻っていただきますと、総務常任委員会02の01平成29年2月定例月議会の中の06総務部追加資料でございます。こちら、先ほど当初予算の追加資料と同じ資料になりまして、こちらの14ページのほうをお開きいただきたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

お願いします。

○ 川口人事課長

それでは、臨時職員賃金、退職手当とも当初予算で計上させていただいております額の精算でございます。

まず、臨時職員賃金でございますが、人事課におきまして産休ですとか、育休などによりまして代替で任用いたします臨時職員の賃金と社会保険料等の共済費を計上してございます。本年度におきまして、当初想定いたしました育児休業取得職員等の代替職員が見込みより少なかったということから、賃金につきまして739万4000円の減額をお願いするものであります。また、共済費につきましては、雇用保険料の改定と常勤の臨時職員が加入してございます社会保険料の加入者が当初見込みを下回ったということから959万4000円の減額をお願いするものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

退職手当でございます。退職手当につきましては、平成28年度末の退職者数がおおむね確定いたしましたことに伴いまして精算のほうをお願いするものでございます。補正額の内訳でございますが、市長部局に係る退職手当につきまして、平成28年度当初予算での見込みから定年・勸奨・普通退職での予定者数が下回ったということで、当初予算9億9342万円に対しまして、所要見込み額が8億942万円ということになりまして、1億8400万円の減額補正をお願いするものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

こちらは、本市全体の事由別の退職者数と支給額につきまして10年分をお示ししてございます。現時点での今年度の退職者見込みにつきましては、定年退職者が55名、勸奨退職者が11名、普通退職者が56名、計122名となっております。

また、下の表をごらんいただきますと、平成19年度から22年度につきましては、本市の

団塊世代の退職ということで、退職者数が通常より多くなっておるといのが見ていただけるかと思ひます。

人事課からの説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

平成28年度補正予算第7号、選挙費についてご説明申し上げます。

資料につきましては、引き続き、総務分科会資料の最後のページをごらんいただきたいと思ひます。

今回、補正をお願いする内容は、昨年に執行いたしました各選挙に係る経費で不用額が生じたことから減額補正をお願いするものでございます。補正額は、参議院議員選挙費が309万5000円、三重海区漁業調整委員会委員選挙費97万円、市長選挙費1405万5000円をそれぞれ減額するものです。

参議院議員選挙費の減額の主なものは、印刷経費等の需用費の執行残とポスター掲示場の設置撤去に係る委託料、それから、入場券の封入封緘に係る委託料の入札差金によるものです。

三重海区漁業調整委員会委員選挙費につきましては、昨年の8月3日に選挙が執行される予定でしたが、立候補者数が定数と同数のため無投票となりましたので、準備にかかった経費を除く執行残を減額するものです。

市長選挙の減額の主なものは、職員手当等の減額と、ポスター掲示場設置撤去に係る委託料の入札差金と、それから、負担金補助及び交付金で選挙運動用自動車関係及び選挙運動用ポスターの印刷などに係る公費負担が主な要因となっております。

選挙費の補正につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

以上でよろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、ご発言願います。

○ 早川新平委員

選挙費の件で、統一地方選のときに立て看板、掲示板あるじゃないですか。県が終わって、今度、市の部分。あれを一旦撤去して、またつけてというのがいつも話題には上るんやけど、県と共通でそこからまた足していくって——2週間後やな、あれ——だから、そういう共有できる部分はできるだけ経費を削減するという方法はないのかなと。2週間後にまたあって、県議会のやつは撤去して、また、市議会の選挙人のポスター掲示板、何か所かいっぱいあるやんか。ああいうところというのは利用できやんのかな。所管が違うのでできやんって、また縦割りのつらいところやろうけど。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

先ほど早川委員からご指摘ございましたように、統一地方選挙の場合、県の選挙の後、引き続き市の選挙がございますので、このように期間が短い場合はやはりその辺を有効的にするために、おっしゃられたとおり、県の選挙の掲示板に続けて番号を足すような形で市のポスター掲示場を作成するというような方法をとっておりますが、今回のように、参議院選挙と市長選挙のように数カ月あくような場合は、ちょっとさすがに置いたままにはできませんので、これはもうやむを得ず撤去して、再度設置するというような対応をとっております。

以上でございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。撤去しておらへんと、そのまま続けてやっておったかな、統一地方選のとき、要は、県、市は。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

県の選挙の表示の部分は市の選挙の議会選挙に差しかえをしますが、数字の書いてあるような板とかにつきましては、そのまま残して継ぎ足しをして数をふやして使用をしています。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

○ 早川新平委員

結構です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 中川雅晶委員

退職手当のところなんですけど、見込みと違うところでマイナス補正が出ているというのは理解できるんですけど、勧奨とそれから普通退職は確かに見込みと相違するのはもう当然のことやと思うんですけど、定年退職の見込みと予定者が3名違っているというのは、これはどういう原因。

○ 川口人事課長

前年の当初予算を計算しますとといいますか、見込む時期以降で、翌年59歳の者が、例えば、普通退職をするというケースがありますと、翌年度の定年退職者ということで計上しておったというケースでございます。

○ 中川雅晶委員

わかりました。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑もないようでございますので、これより討論に移ります。
討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

討論もないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、採決を行います。

議案第94号平成28年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第2目人事管理費、第4項選挙費について、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第94号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第2目人事管理費、第4項選挙費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

全体会に送らないこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、続けて、議案第74号四日市市職員定数条例の一部改正につきまして、議案第75号四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第76号四日市市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、資料の説明は、議案聴取会にて終了しておりますので、質疑から行います。

議案第74号 四日市市職員定数条例の一部改正について

議案第75号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について

議案第76号 四日市市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○ 伊藤嗣也委員長

ご質疑がございましたら、発言願います。

ちなみに、資料はタブレットのどこに入っていますか。

○ 川口人事課長

01本会議をごらんいただきまして、その中で、また、01平成29年2月定例会議会をお開きください。その中で、04提出議案参考資料というところをお願いできますでしょうか。そうしますと、その中で、ページ数がPDF番号で5番目になります議案第74号四日市市職員定数条例の一部改正について。

○ 伊藤嗣也委員長

タブレットの5ページ、28分の5。

○ 川口人事課長

はい。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしく申し上げます。

○ 早川新平委員

職員定数条例に関しては別に何にも私は異論も何にもないんやけど、病院に関して、特にERのときに市民の方から不満が非常に多いんやわな。信頼性が非常にないというか、若手の先生ばかりで、あるいは、誤診的なことも非常にあるという苦情が非常に多いんやわな。現実にあったので、それはもういっぱいお叱りを受けておるので、だから、定数条例に関してはさらさら問題ないんだけど、そのところでせっかくふやしていただいて、ダブルチェックをすると、2人の医師で確認をするという説明を前に受けたんですけど、だから、数的な問題と、それと、もう一方は質的な問題というのは、これ、非常に難しい。数的なら数値に必ずあらわれてくるのでやりやすいんやけど、あと、一番大事なのは質的な問題、それを考えていただかないと、もしERへ行かれた方、夜間とかそういうときというのは、確かに専門部署の先生ではないというときって結構あって、応急処置はしていただけるんやけれども、時間がかかったりというような苦情がいっぱい多くて、だから、そのところはやっぱり数字だけではなしに、量の問題やなしに、質的な問題というのはやっぱり前向きに解決をしていっていただきたいと、これ、要望しか言いようがないので、数を集めればいいということではないというところがあるので、それはドクター、ナースの負担もよくわかっているんだけど、そのところ、質的な問題もお願いできますか。

この間、市民の方に辛辣な言葉を言われたので。市立四日市病院に行ったら殺されるんだよ、俺たちは絶対行かんとかね。もう情けなくって、それに対して反論はしておったんやけど、早川さん、四日市の議員だもん、いいんやで、そっちの目から見るとなというふうなことまで言われたので。だから、そういったところがないようにね。

定数条例に関しては充実をしていただくのは非常にありがたいことなので、私は異論はないんですけど、同時に、それに安心せずに、質的な面も協力をしていただきたいと思いますって終わります。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見として承ります。

他にございますか。

○ 中川雅晶委員

これは、市立病院の第3次の中期経営計画に基づいて計画していこうと、32年度が終期なんですかね。こうやって見せていただくと、コメディカルを充実するというふうにおっしゃっていたので、確かに医師、看護師以外の臨床検査技師とかコメディカルを言語聴覚士も含めて充実させていこうというのは見てとれるんですけど、例えば、病院側とのやりとりでこうやって決められていると思うんですが、この意図はどの辺の部分なんですかね。診療報酬上で加算でないけど、こう配置することによって診療報酬上のメリットがあるのか、今のままであると体制がなかなか不備であったりとか、定年を迎えられるというところで、ここで増員して調整していこうというところなのか、その辺はどこに重きを置いてこういう意思決定をされたのかだけ確認だけしておきます。

○ 川口人事課長

もともと中期経営計画ということで、病院のほうはどういう部門を強化していく必要があるですか、市民から求められているというところで増員を行ってサービスを向上させようというふうな形で、そういう検討を重ねてきた上で必要な職員数というふうな形で説明のほうは受けてございます。

それに対して、本当にこれぐらいの必要かというふうな部分で、総務部といたしましてもチェックといたしますか、確認というふうな形では行ってはございますが、実際のどういう部門に実際どれぐらい要るかというふうな部分につきましては、病院のほうで検討されてということでございますので、伺っておりますのは、例えば、がん医療の推進ですとか、病院の施設整備や医療機器に対する整備、こういった新しい整備を行ったものに対する職員の配置という部分、あと、先ほどもございましたが、救急医療の部分でも充実をさせるですとか、患者自体がふえておるといようなことに対しまして、これはコメディカルや看護師も含めてですけれども、そういった部分で必要な人数というふうな形でそれぞれのものによってどれぐらいの職種が必要かというふうなものをそれぞれ検討を行っておると。

当然、病院経営につきましては、診療報酬の改定というのも見込んで、それに沿った形

での医療機器の改修ですとか、職員の配置という形は当然、病院としては経営上の考えでその辺のところは考えて配置されておるといふふうには聞いてございます。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

確かに平成30年度は医療と介護の同時改定がありますし、これの次の同時改定といったら、もう2025年をまたぐので、今度の同時改定というのは非常に重要やと言われているので、それに応じてある程度病院の中で判断というか、経営判断をできるように少し増員の計画を意思決定しやすいようにされているのかなというふうに理解しておりますので、これはこれでいいかなと思います。そんなものです、済みません。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

他にございますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ちょっと1点、よろしいですか。

救急医はもうERにずっとおられると、他の科の所属ではなく。資料の10名の医師の内訳で、救急医はERにずっとおられるというふうな理解でよろしいでしょうか。

○ 川口人事課長

申しわけございません。確実にそうだというふうにはちょっとお答えできる確認がとれておりませんが、今回の増員につきましてもERの体制強化というふうには聞いてございますので、救急医についてはERに配属されるというふうには私どもは考えてございます。

○ 早川新平委員

増員数95名、32年度という形で目標値を挙げてもらうのはええんやけど、僕はもうできるだけこれを達成してほしいなど。数字は挙がったけれども、やっぱりいなかったとか、

ナースなんか一番多いんやわな、34名ふやすとか、ドクターにしても10名ふやすとか。そのところで増員数に見合った募集というのはきちんと確保はしてほしいということをお願いしておきます。

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、よろしいですか。ご質疑はこの程度に。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑もないようでございますので、これより討論に移ります。

討論がございましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

討論もないようでございますので、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、採決を行います。

議案第74号四日市市職員定数条例の一部改正について、議案第75号四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第76号四日市市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第74号 四日市市職員定数条例の一部改正について、議案第75号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第76号 四日市市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、引き続きまして、平成28年度第1回及び第2回四日市市人権施策推進懇話会並びに平成28年度第1回四日市市同和行政推進審議会についての資料の説明を求めます。

平成28年度第1回及び第2回四日市市人権施策推進懇話会並びに平成28年度第1回四日市市同和行政推進審議会について

○ 須藤人権・同和政策課長

人権・同和政策課の須藤です。私のほうから所管事務調査につきまして、ご説明いたします。資料のほうですが、一番最初に戻っていただきまして、02総務常任委員会をタップしていただいて、01平成29年2月定例会議をタップしていただくと、07に総務部所管事務調査資料がございますので、そちらのほうをよろしくお願いします。

○ 伊藤嗣也委員長

お願いします。

○ 須藤人権・同和政策課長

まず、最初の鑑を1枚スクロールしていただきまして、当課が所管いたします人権施策推進懇話会においては、第1回を平成28年8月17日に、第2回を平成29年2月7日に開催いたしました。また、四日市市同和行政推進審議会においては、平成29年1月12日に開催いたしましたので、それぞれをご報告させていただきたいと思っております。

まず、第1回人権施策推進懇話会につきましては、スクロールをしていただきまして、

1 ページが出てくると思うんですが、そちらのほうに委員の皆様の主な意見などを記載いたしました開催概要でございます。

その次、2 ページから28ページまでに当日使用しました資料が整えてございます。

人権施策推進懇話会では、総事業数175事業に関しまして、その進捗状況を確認していただきながら、外部評価報告書の案をまとめていただきました。

次に、第2回人権施策推進懇話会の鑑をスクロールしていただきますと、第1回と同様に29ページに同じような開催概要を、また、次、もう一枚スクロールしていただいた30ページから36ページに当日使用しました資料が整えてございます。

第2回では、第1回にいただきましたご意見をまとめた外部評価報告書の案を提示いたしまして、それに沿ってご議論をいただいたところでございます。

最後に、四日市市同和行政推進審議会についての鑑をスクロールいただきますと、37ページに同じく開催概要を、38ページから最終の60ページに当日使用しました資料が整えてございます。

四日市市同和行政推進審議会では、継続的に審議いただいております教育と就労に関して、また、今後の人権プラザ事業の基本的考え方についてご意見をいただいたということでございます。

説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、ご発言願います。

○ 笹岡秀太郎委員

ちょっと確認なんですけど、1回目が8月17日で、次が、2回の開催ということによろしいんですね。これを見ていると、欠席者が1名、同じく、2回目も欠席者1名というんだけど、それぞれ違う方が欠席をされているという理解でよろしいですか。

○ 須藤人権・同和政策課長

はい。

○ 笹岡秀太郎委員

結構です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 中川雅晶委員

中身を読めばあれなんですけど、今後に向けた方針とかというところで、学力保障とかのチェックシートとか学びのカルテを活用して個々の学習というところなんですけど、この辺、もう少し、どういう議論があってというのは報告いただけますか。

○ 伊藤嗣也委員長

どなたが答弁されますか。

○ 渡辺人権行政監

先ほどの教育の子供に関する学力の問題でございますけれども、主な意見のところにも書いてございますが、委員の方からは、小学校のときの状況、それから、中学校に入っからの状況にかなり変化が見られると。その変化が悪いほうに変化していると。それはそれぞれ事情があるという中で、そのまず原因がどこにあるのか、それをつかんだ上で今後に生かすべきだというふうな意見をいただきました。人権プラザの中で子供たちを、プラザを中心に広く地域内全般に子供たちが参加をいただいておりますという状況の中でそういう傾向が見られると、それが他の資料に見ますと、その家庭の状況でありますとか、子供だけではなくていろんな要因も見られるであろうと。個々に違うというところもありながら、大きな傾向をつかみながら今後に生かすべきだと、そういうふうなご意見をいただきながら議論をしたということでございます。

○ 中川雅晶委員

子供の学習の保障をどうしていくのかという議論であったりとか、それから、就労であったりとか、ひきこもりであったりとか、いろいろ議論されていて、事業の課題であった

りとか、今後の方針とかというふうに報告はいただいているんですけど、これ、積み重ねていって、どうなんですか、その出口というのは何か見えているものなんですか。

○ 渡辺人権行政監

ある程度見えているものと見えていないものと、いろいろございます。いわゆるひきこもりというお話がかなりございます。それがいろんな臨床心理士さんなりとか、いろんな取り組みの中で、なかなか正規職員まではいきませんが非常勤のお仕事についてとか、そういう事例も多々ございますので、少しずつでもレベルアップを図っていくというふうな内容につなげるためにどういうふうな取り組みをするのかというふうなご議論をしていただいたということでございます。

○ 中川雅晶委員

一足飛びでなかなかという難しい問題もあるとは思いますが、今、拝見している中でも施策に結びついているところもありますし、なかなかもう少し整備をしていかなきゃいけないという課題もあると思いますけれども、なるべくこういうところから施策に解決するようなところの政策であったりとか、施策であったりとか、コーディネートしたりとか、それぞれの所管の部局とのコーディネートをしたりとかという役割をぜひ果たしていただきたいというふうに思います。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

○ 早川新平委員

例えば、59ページでも60ページでもええんやけど、3番、地区市民センターとの連携で、今後の取り組み方針と書いてありますよね。そこは文化教養分野の事業について人権プラザと地区市民センターのそれぞれの事業目的に応じた事業の開催及び役割分担の明確化に努めると書いてあるんやな。全部何々する、検討するとかというの、具体的に、努めるためには何をこういうふうにしてやっていくとか、それが全部にわたって出ていないんよね。これ、まとめてもらってそれで終わりなのか、これを実施して今後やっていくんやったら、

明確に努めるためにはその先にこういうふうにして明確化に努めていくという方法論、そういうのがあれば。そこまでを求めているのかどうか、ちょっとわからんのやけど。ちょうど今、挙手してもらったので。

○ 須藤人権・同和政策課長

人権・同和政策課の須藤です。済みません、途中で手挙がってしまして申しわけございませんでした。

それぞれ、今の人権、地区市民センターとの連携という部分のところのお話でちょっとさせていただきますと、もちろん人権プラザで行っている文化教養分野の事業ということになりますと、例えば、いろんな教室活動であったりとか、そういう単に趣味をやるとか、そういうものではない部分で地域の人と、また、周辺地域の人の交流というのをメインに挙げている目的があったり、例えば、地区市民センターでやっているものと、済みません、これ、正しいかわかりませんが、例えば、フラダンスであったりとか、そういうような形のどちらかというところとサークル系の部分、お部屋を貸して皆さんで自主的にやってくださいというような部分があったりとかというところで、それぞれどこかで線を引けるというか、明確に分けるようなところでの表現になっていまして、その先という形になりますと、済みません、今、明確に手法というところで行きますと、最終的にはそういう地域の住民や周辺地域の住民の皆さんが主体的にやっていただくのはいいんですが、やっぱり目的の部分をなくさないようにするという、そういう違いはやはり残していきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

早川委員、よろしいですか。

他にございますか。

○ 笹岡秀太郎委員

これ、名簿を見ておって、誰が会長なのか代表なのか、両方とも懇話会もわからんし、推進審議会もわからん。どこかに出ておるんやろうか、委員名簿はあっても。

○ 伊藤嗣也委員長

どなたが答弁されますか。

○ 須藤人権・同和政策課長

済みません、名簿のほうに会長等の記載がないということでよろしかったでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

どこかに書いてあるのか。

○ 須藤人権・同和政策課長

まず、3ページですけれども、会長のほうは7番目に記載ございます四日市大学総合政策部教授の松井真理子さんが会長、その下の8番のNPO法人体験ひろばこどもスペース四日市の水谷孝子様が副会長でございます。

ページのほう、また飛びますけれども、39ページのほうに四日市市同和行政推進審議会の委員名簿がございますが、1番の葛山博次さんが会長、副会長のほうはずっと下がっていただいて一番下の14番の西川政樹さん、天白東自治会長が副会長ということでございます。申しわけございません。

以上です。

○ 笹岡秀太郎委員

明記しておいてもらったほうが丁寧かなという気がしますので。

それで、任期が28年8月1日から30年4月30日までと、年度を越えた任期になると思うんですけど、28年度はこれで1回でもう終わりになるわね。今度、29年度ということになるのか、そうすると、29年度はまたこの委員さんでやるということなんだね。年に1回ですか、年度に。

○ 須藤人権・同和政策課長

予定をしておりますのは、懇話会のほうにつきましては年2回を、それから、四日市市同和行政推進審議会についても一応、予定は2回考えてはおるんですけれども、この審議会のほうには専門部会でワーキングが実際にありまして、ワーキングのほうの開催の状況

によって、また、開催できる時期によって2回やりたいという思いではおりますが、今年度もちょっと1回で終わってしまったというところが現状でございます。

以上です。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、その部会、これの部門別の名簿とそれから開催した日にちとかはどこを見ればわかりますか。

○ 須藤人権・同和政策課長

済みません、こちらのほうには、ちょっと資料のほうには掲載しておりません。申しわけございません。

○ 笹岡秀太郎委員

特に要りませんが、今。例えば、この部会は何回ぐらい開催されたのか。

○ 須藤人権・同和政策課長

2回開催をさせていただいております。

○ 笹岡秀太郎委員

了解しました。また、できたら後日でよろしいので、部門別の名簿と、それから、それぞれ部門を開いたときの議論された内容等がまた、後日で結構です、これは特に要りませんから、あれば下さい。

○ 須藤人権・同和政策課長

今回、お示しした開催概要のような形での資料という形でよろしいでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

それで結構です。

○ 須藤人権・同和政策課長

わかりました。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしく申し上げます。

他にございますか。よろしいでしょうか。

○ 中川雅晶委員

そんなになんてですけど、これは報告ですのであれなんですけど、この人権プラザにおける就労支援というので、今、資料3の53ページを見ていたんですけど、例えば、ひきこもりの状態の方がおられるところには臨床心理士の派遣って、アウトリーチをかけておられるのかなと読み取れますし、若者サポートステーションのほうへつないだりとか、生活保護であったりとか、生活困窮者自立支援制度につないでいたりとかというところの連携ぐあいは見えるんですが、例えば、実際に若者サポートステーションにつないで、その先の就労に結びつけていく、この若者サポートステーションにつなぐだけでも大変な作業かなと思います。ここへどれぐらいつながれているのか、それから、例えば、臨床心理士の派遣となっていますけど、どれくらいアウトリーチ——心理士さんにかけてやっておられたりとか——をこの就労支援についてどのようにアウトプットがわかるようなものを、きょうじゃなくても結構ですので、またぜひ示していただいて、就労支援だけではないと思うんですけども、いろいろそういうところの努力されている結果というか、アウトプットの数字とかというのをまたお示しいただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 須藤人権・同和政策課長

この表につきましては、イメージ的な部分でお示しをしているだけでしたので、確かにそういう内容についても議論をしておりますので、実績のほう——ただ、先ほど中川委員おっしゃったように、大変難しいところの部分ですので、目に見えた部分が実は本当はそこにも成果があったりするんですけども——わかるものをまたご用意させていただきま

○ 中川雅晶委員

ありがとうございます。そういう単に数字だけではないいろんな努力があると思いますので、ただ、そうやってせっかくやっておられることについて、ぜひまた報告いただければと思いますので。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしくをお願いします。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑もないようでございますので、本件はこの程度といたします。

理事者の入れかえを行ってください。

委員の皆様におかれましては、再開を25分をお願いいたします。

次は、意見書のほうに入ります。

14 : 11 休憩

14 : 25 再開

発議第15号 地方議会選挙における公職選挙法改正を求める意見書の提出について

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、続きまして、発議第15号地方議会選挙における公職選挙法改正を求める意見書の提出についての審査を行います。

まず、意見書案を事務局に朗読させます。

タブレット、何ページですか。

○ 濱瀬議会事務局主事

朗読する前にタブレットの場所を確認を。本会議の中の本会議29年2月定例会議会、32番。

○ 伊藤嗣也委員長

お願いします。

(事務局朗読)

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

これより質疑及び議員間討議に移ります。

ご意見がありましたら、ご発言願います。

○ 日置記平委員

これ、委員長、ここで質疑もオーケーということだった。僕、この場だけのこの委員のメンバーだけの討論がいいんや、僕はね。

それで、ここでよしとしたら、もうそのまますつと行くのかな。あるいは、全体会でまたもむんやろうか。どうなの。

○ 伊藤嗣也委員長

事務局に答弁を求めます。

○ 濱瀬議会事務局主事

説明させていただきます。

もし委員会でこのまま意見書の提出が可決された場合は、本会議で委員長報告で全会一致で可決されましたという報告がなされた後、また、採決という形になります。その前に当然、議会運営委員会がごございますので、異議なしと諮られれば、簡易採決で異議なしという形になるとは思いますが。

○ 日置記平委員

粛々とこの総務常任委員会の予算を終えておいて、これは、全体で本会議で、今後のことやもんで、勉強し合ってベストのものがみんなの意見を聞いて一つにしたほうがええんじゃないかなというのが僕の思いね、思い。だから、公職選挙法とか、ここに書いてある前面の部分は非常によろしいわな、文面はよろしい。よろしいけど、このメンバー7人で協議しただけではなくて、全体の中でみんなの意見も聞いて、その全体会のリーダーでまとめてもらってというふうにするのがええのかなというふうに思うんですが。これ、私の意見。

○ 伊藤嗣也委員長

日置委員のご意見でございます。

○ 中川雅晶委員

私も日置委員と同じ意見ですけれども、前段の平成12年から地方自治体の役割が増大するとともに、二元代表制の一翼としての地方議会等の云々というところまでは大変そのとおりやと思いますし、総論ではいいと思うんですけど、やっぱりちょっと最終的に、中段もネット選挙解禁という変化はあったものの、いまだ旧態依然の名前の連呼と縁故頼りの選挙が行われとなっているんですけど、これも——いや、そんな人もおるかもしれないけど、そうじゃない人もおられるのに——この分を何か限定的に書いてあるという部分もどうなのかなと。文言がね、そう思いますし、それから、最終的にこの発議の中で意見書としての部分がすごい高い理想の文言が書いてあるんですけど、最終的には何か選挙ビラというところがどうなのかなと。総論では賛成だけど、何か各論ではちょっと問題があるんじゃないかなという部分もなきにしもあらずで、ただ、それも含めて議論していくというか、地方から公職選挙法に対して意見を出すということについては必要なことかなと思うんですけど、もう少しちょっと文言であったりとか、表現であったりとか、少し、先ほど日置委員もおっしゃったように、ちょっともんでいったほうがよりいいんじゃないかなと私は思うので、できればもう少し時間をかけて、場合によっては次の議会まで延長するというのも一つかなという私の意見です。ただ、主旨はわからんことはないので、反対するということではないんですけどね。

○ 伊藤嗣也委員長

もう少しご議論ということだと思います。反対ではないと。日置委員が言ったことだと思いますが。

他に。

○ 笹岡秀太郎委員

ちょっと理事者に確認してよろしい。

○ 伊藤嗣也委員長

どうぞ。

○ 笹岡秀太郎委員

名前の連呼と縁故頼りは禁止されておるのか。

○ 伊藤嗣也委員長

これ、答弁できますでしょうか。大丈夫ですか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

ちょっと状況とかは個々の細かい状況は別としておいて、ただ単に名前の連呼、縁故頼りというのはちょっと何を意味するのかよくわからないんですけども、お知り合いの方に選挙の運動でお話をするということなので、その条件にもよりますけれども、これが即座に禁止されるというものではないと思っております。

○ 笹岡秀太郎委員

それがまさしくだめなようなことで、政策本位の選挙に変化していくということは大事なことやとは思いますが、でもこういう選挙をやりたいよという人を排除するわけにはいかんと私は思うんですが、だから、何かそれを排除する方法ってあるの。あらへんやろう、こんなもの。自由やな、当然。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙運動の方法としてのお話ですね。これはもうそれぞれの候補者の方の運動方法とい

うことですので、これ以外の方法で運動される方もおみえになるかと思ひますし、こうい
った方でおみえになる方は多いと思ひます。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、こういう名前の連呼や縁故頼りもしつつ、政策もいいと見てええわけやで、
特にこれを悪とする——悪ってこれは言い方おかしいけれども——願意としてはよくわか
るんやけど、政策本位の選挙になったほうがいいよねというのはよくわかるので、この部
分の名前の連呼、縁故頼りの選挙が行われているというあたりの表現がちょっといかがか
なという気がするんですよ。

あわせて、この制度、候補者の質の問題ではなく制度に問題があるというんじゃなくつ
て、今ある制度をよりよくしていこうという表現のほうがより建設的かなと私は思うん
です。これ、問題というと、どこに問題があるのと。今、決められた頒布枚数きちんと決め
られておるし、その制度にのっとって選挙をするというのが本来の我々の地方議会の責務
であって、この制度を改革、よりよくしていこうよという意見書なら私は非常にいいかな
と思うんだけど、そういう表現のほうが穏やかかなという気がするのが1点です。

それと、もう一点教えてほしいのは、この意見書の中にあるビラの頒布を認めてほしい
というのは、要するに、今は、都道府県議会議員、それから、政令指定都市も、それから
地方、とにかく地方議会議員選挙にはビラは認められていないと。もしこれを認めるとす
ると、選挙というのは基本的に公営選挙の流れで進めていくんだから、当然出てくるのは
選挙の配付枚数とか、さまざまな規制が出てくると思うんやけど、例えば考えられること
としてはどうということやろう。恐らく首長選挙と同じように、枚数を制限してくるのかな
という気がするんやけど、もしこれをお願いしたとしても、国が認めたとしたらというこ
ころの理解でええのかね。

○ 伊藤嗣也委員長

答弁は大丈夫ですか。できますか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

ちょっとその制度のつくり方によりますので、国会でどのような審議がされて、選挙運
動としてどういったものが理想的なのかという審議の中で決まっていくことなので、私も

ちょっとどういったような形になるか、ちょっと申しわけないんですが、わからないというのが実態でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

考えるに、やっぱり枚数制限来るのかなという気がするんです。自由にフリーにまけというのは、それは公営選挙の意向に反することやから、どこかで枚数制限が来るんだろうなという思いがするんですけど、そうなると、いわゆる公営選挙やから税を投入していくわけやけれども、想像される税額って、全国に制度化をしたらかなりの金額になるのかなという気がするんですけど、その辺もちょっとわからんわな。例えば、四日市でいうと、どれぐらいの経費がかかるんやろうね。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

今、四日市市長選挙が選挙運動に使うビラが認められておりますので、この例を挙げますと、1枚当たりの単価が条例によって決められております。7円51銭という上限が定められております。枚数ですけれども、市長選挙の場合、2種類を印刷することができるんですけども、合わせて1万6000枚まで印刷することができます。ここに先ほどの上限額を掛けますと約12万円程度が上限額ということになります。

それで、前回、平成27年の市議会議員選挙のとき、候補者が46名の方おみえになりました。なので、この12万円を簡単に掛けて大体550万円程度がビラの印刷分だけになりますし、さらに、ビラを配付するに当たっては、選挙管理委員会が発行しました証紙を張ったものでないと頒布することができません。その証紙の印刷代も大体人数分、先ほど46人ですと、40万円ちょっとぐらいかかってきますので、合わせて550万円から600万円近いような経費がかかってくるのではないかなというふうに想像します。

○ 笹岡秀太郎委員

ビラ印刷は個人でするんじゃないの、市長選、そうじゃないの。これも出るの、公営選挙では。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

議員選挙のほうでもつくってみえるのはポスターと同じような方法でビラのほうも作成をしていただいておりますので、経費につきましてはその印刷業者のほうへお支払いするというような公費負担の方法と同じになっております。

○ 笹岡秀太郎委員

我々地方議会議員選挙はビラを印刷するという事は制度として認められていないので、その手法は使わないんだけど、そうすると、首長選挙も、それから知事選挙も両方苦しいけど、今言ったような手法で上限幾らとか印刷代等は公営選挙で行っておるという理解でよろしいんやね、いいんですね、それで。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

少なくとも市長選挙におきましては、同じ方法ということになります。

○ 笹岡秀太郎委員

ありがとうございました。

国の選挙制度特別委員会とかなどでは、国民的議論が必要ですよねと、今の経費がかなりかかるという部分で議論を待ちましょうというところで動いておったと思うんですが、さまざまのところからこういう意見書は出ていますから今の流れかなという気はするんですけど、他市の例等を見ていると、やはりもう願意をストレートに伝えておるところが随分多いと理解しているんです。

例えば、この意見書、願意としては、要するに、インターネット選挙が解禁になったけれども、もう少し幅広く議員の政策等が市民の皆さんにわかるような方法に選挙制度を変えていってくださいという願意だと思うので、例えば、この中の名前の連呼とか、縁故頼りの選挙が行われているよとか、そういう文章を省いていただいて、シンプルに、例えば、もう一つ、選挙制度に問題があるんだと決めずに、この制度をよりよいものに改革していかうというような思いが伝わるような内容に変えていただければ、協力というか、これに賛同してもいいかなという思いがするので、ぜひ議員の皆さんのほうでその辺のご意見があればいただきたいなというふうに思います。

○ 伊藤嗣也委員長

あと、笹岡委員からただいま修正案というご理解でよろしいでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

修正してこの委員会で出していったらどうかという思いがします。

○ 伊藤嗣也委員長

修正のご提案がなされましたので、委員の皆様のご意見を伺って、正副で修正案を作成したいというふうに思いますが、皆様のご意見を承りたいと思うんですが。

○ 藤田真信副委員長

笹岡委員の関連なんですけど、結局、公営になっちゃうと先ほどおっしゃっていただいたように公費負担ということになりますよね。例えば、これが認められたとして、自費負担という可能性というのはいないんですか。

○ 伊藤嗣也委員長

答弁、大丈夫ですか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

あくまでもこれ、国会のほうでつくる法律ですので、どういったようにつくるか次第だと思います。昨年の衆議院か参議院かちょっとどちらかは忘れたんですけども、議事録で、これについて何か審議されていたときに、国会議員の方、お名前は忘れたんですけども費用のほうについては議員が自己負担するというようなことも考えられるので、その役割の中というような趣旨のちょっと発言がちょっと書いてあったかのようにも思いますので、多分、制度のつくり方次第だと思うんですけども、方法としては可能、そういう法律をつくることも考えられるのではないかなと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

○ 藤田真信副委員長

あとは、その処理対応能力といいますか、例えば、先ほどの前回の選挙でも46名立候補ということで、12万円、1人当たりといったら相当額かかると、証紙代も含めたらという、その費用面だけじゃなくて、選挙管理委員会がそれを受けるときに、これ、多分、公営掲示板のポスターと同じような扱いで事前審査とかそういうふうな対象になってくると思うんですよね。そうすると、また、今度はビラだから、たくさんの文言とか、そういうところまでやっぱりチェックしなきゃいけないとかというような話になってくると思うんですけど、そういうのというのは、市長選挙とか首長選挙の場合というのもやっぱり結構、時間かかるものなんですか。そんなにかからないものなんですか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

基本的に選挙管理委員会のほうでは形式的な審査になります。内容自身は候補者の方のほうで責任を持って作成させていただいていると思うんですけれども、大きさとか寸法とかそういったようなところを審査させていただくような形になります。

○ 藤田真信副委員長

そうすると、その文言自体が選挙違反の文言を書いておいたら、それはもう候補者の責任ということなんですよ。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

委員がおっしゃるとおりになるかと判断しております。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。ご答弁ありがとうございます。

○ 早川新平委員

僕も笹岡委員の意見に賛成ですね。ここの願意でうちの諸岡議員も入っているので、要は、今の現状を変えていきたいと。議員としての政策を訴える場所をやっぱりつくるべきやという思いがあるので、例えば、この文言を修正することにはやぶさかではないと思っ

ています。私はまるっきり賛成ですね。

○ 伊藤嗣也委員長

平野委員、ご意見ございますでしょうか。

○ 平野貴之委員

ないです。

○ 伊藤嗣也委員長

いいですか。

そうしましたら、笹岡委員から修正、基本的に正副のほうで願意を十分考慮させていただきまして、修正案をつくらせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それで、少し委員の皆様は会派のほうでお待ちを……。

○ 早川新平委員

修正案って、出してきたこの3人の議員になっておるよね、名前。そこにはつくってから持っていくという、順序としてはそれでええの。

○ 濱瀬議会事務局主事

委員会修正案を出す。

○ 早川新平委員

向こうで納得してもらうことは要らんわけ、この3名の。

○ 濱瀬議会事務局主事

そうですね。委員会修正案として出していくという。もちろん本会議でまた採決、この

後、委員会でも同じなんですけど、修正部分を認めるかどうか、まず採決をとって、修正部分を認めたら修正部分以外の部分の原案を採決をとって、それが両方認められれば、委員会修正案が全会一致で可決という形になりますので、本会議でも同じような手続がとられますので、例えば、諸岡議員がもとに戻したいという選択肢も。

○ 早川新平委員

その場で、本会議場なりで、この3人の願意がこの委員会が出してきた修正案では嫌だというのは、その場しか表明できないということや。

○ 濱瀬議会事務局主事

その場というか、実質、議会運営委員会が行われると思いますので、そこで当然、各会派の意見もあると思うんですが、ある場合はそこで本会議場で採決をとられる流れになって、反対の方はその総務常任委員会が出していった修正案の修正部分に対しては反対をすれば、自分の意見は主張できることになる。

○ 早川新平委員

議会運営委員会の場で委員長がこういうふうに修正をしましたという報告でええのかな。

○ 濱瀬議会事務局主事

こういう修正案が総務常任委員会から出てきましたという形になるので、それについてどう採決をとっていくかを議会運営委員会で決めることになると思うんですけど。

○ 早川新平委員

そうなんや。わかりました。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

そうしましたら、もう一度、事務局に確認しますが、修正案のご意見が委員会が出たわけですが、修正案を正副でつくるかどうかを諮るのか、それとも……。

○ 濱瀬議会事務局主事

それに対する反対意見はもうないということでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

修正案についての特に反対のご意見の委員の方。

○ 中川雅晶委員

もう一つは継続審査という方法もありますので、もう少し時間をかけてすり合わせてもいいんじゃないかなと私は思いますけど。

○ 伊藤嗣也委員長

継続審査のご意見がありますと。事務局。

○ 濱瀬議会事務局主事

審査期限の延期を諮ることももちろんできます。まずは審査期限の延期をするかどうか。

○ 伊藤嗣也委員長

事務局が申しますが、審査期限の延期を諮ると、修正案をつくるのを諮る、この2点ということ。

○ 濱瀬議会事務局主事

審査期限が延期されたら、修正案は諮る必要がなくなるので、まず審査期限の延期を。

○ 伊藤嗣也委員長

そうしましたら、3時再開で少し正副で調整させてください。済みません。

14：50 休憩

15：01 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、再開をいたします。

中川委員から審査期限の延期についてのご意見がございました。したがいまして、委員の皆様はその件につきましてご意見を伺いたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○ 日置記平委員

その前にちょっと聞いていいか。

延期とも修正ともじゃなくて、これ、例えば、修正して行って、全くできないなら意味がないのですけどね。三角なのか、丸という方向で努力してできる可能性があるんやったらええけど。

○ 伊藤嗣也委員長

ご答弁できますか。

○ 松村総務部理事

失礼いたします。

各方面からもこういった意見書も出されておりますし、28年に公職選挙法の一部を改正する法律案が可決されたときに、委員会のほうで附帯決議もつけられておまして、こういったビラにつきましても地方議会の議員の選挙においても配付できるようにするという、ちょっと現状しかご報告できることはできないんですが、そういった意見はさまざまのところから出されているということでございます。

○ 日置記平委員

意見は出されているという範囲の程度で、ちょっと調べてみないといかんのかなということのほうが大きいので、今はしようがないなと思いながら、ありがとうございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。ご意見として伺います。

○ 笹岡秀太郎委員

要するに、継続にすると、これ、廃案という形になるのと違うか。どういう形になるの。

○ 伊藤嗣也委員長

事務局、説明をお願いします。

○ 清水議会事務局議事課長

審査期限の延期で今、お申し出いただいて、委員会の判断をしていただいてですけども、今、2月定例会議会ですので、この審査期限の延期は会期までですので、4月28日まで延期するという事をお諮りいただいて、最終的に本会議でもお諮りいただくことになります。

○ 笹岡秀太郎委員

4月28日。

○ 清水議会事務局議事課長

今年度というか、この通年議会の最終日ですので、会期まで。

○ 伊藤嗣也委員長

笹岡委員、よろしいですか。

○ 笹岡秀太郎委員

もう事務的にわかりました。

○ 伊藤嗣也委員長

要は、4月28日までということによろしいですね。そういう理解で。

○ 中川雅晶委員

4月、今回、延期となれば、4月28日ですけど、それまでに委員会を開いて、その中をもう本当、それでもなかなか決まらなかったら、再度もう一回延期というのはできない

んですか。

○ 伊藤嗣也委員長

事務局、説明をお願いします。

○ 清水議会事務局議事課長

4月28日が最終という形で延期していただいて、そこでまたご議論いただいて、再度の延期ということであれば、次の定例月議会になりますので、6月の最終日、29日、6月29日までになります。

○ 中川雅晶委員

全国の地方議会から同様の趣旨の意見書というのは出ているんですけど、中身を見ると、ビラというのも当然ありますけど、ネット選挙解禁の選挙期間中のウェブサイトの更新も解禁したらどうやとか、いろいろあるので、どういうことを求めれば、もう少し法律の趣旨に沿った選挙ができるかというのを少し議員間で考える時間があってもいいんじゃないかなというふうに私は思いまして、会期の延長をしたらどうですかという意見です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご意見ございませんでしょうか。

○ 平野貴之委員

それか、この最後の文が選挙ビラの頒布というのにちょっと限定されているので、ちょっとどうかなと思うのと、例えば、選挙ビラの頒布等、政策周知の方法をもうちょっとよりよい感じで考えていくようにというような、そういうちょっと幅を持たせた感じの意見にするというのも方法かと思うんですけども、いかがでしょう。

○ 伊藤嗣也委員長

内容の修正。

○ 平野貴之委員

そうですね、内容で。

○ 伊藤嗣也委員長

後に。

○ 平野貴之委員

延長をしない場合は、そういう方法もあるのかなと思ったりということです。

○ 伊藤嗣也委員長

そうしましたら、審査期限の延期についての皆様の賛否と申しますかをとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

そうしましたら、ちょっとお待ちください。

発議第15号地方議会選挙における公職選挙法改正を求める意見書につきまして、審査期限の延期を認める方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○ 伊藤嗣也委員長

2名。賛成少数にて、否決させていただきます。

したがいまして、次、笹岡委員からの修正案につきまして、案を配付願います。正副とも調整いたしまして、案を皆さんに示させていただきます。この修正案について当委員会として委員の皆さんのご意見、確認をとりたいと思います。

皆さん、ご一読いただきましたら、この修正案につきましてご意見のほうをよろしくお願いたします。

○ 早川新平委員

先ほど笹岡委員から指摘をしたもっとストレートで他の自治体は言われているということで、これ、棒線でこのところを消すということやな。消去をするということ。私はもともとこの発議を出すことに賛成の立場なんですけれども、先ほどの議論の中で、笹岡さんがもっとストレートに言われたらいいんじゃないのということに、それにも賛成をしておるところなので、この部分だけでええのかなというところがあるんやけど。

○ 伊藤嗣也委員長

正副としまして、なるだけ3人の議員の方のご意向を配慮させていただいて、極力この箇所だけの削除ということに案としてさせていただきました。

○ 早川新平委員

けちはつけておらんのやで。別の意味で。

○ 笹岡秀太郎委員

私も早川さんの言うように、もっと本当にストレートなものの方がええんやろうと思いつながら、委員長の配慮で3名の議員の意向を酌んだということですので、本来ですと、例えば、選挙制度に問題があるというんじゃなくって、選挙制度をよりよいものにするとか、そういう表現の方が本来いいんだろうとは思いつんだけど、3名の願意を酌んで、この程度でいいのかなというふうに思いつます。

○ 伊藤嗣也委員長

他の委員の皆様、ご意見を。

○ 中川雅晶委員

さっき言うように、この選挙ビラというのも一つの争点かもしれないですけど、じゃ、この選挙ビラを認めたら、想定しているように質の高い選挙戦が行われるかというのと、またそれも課題もあるのかなと、いろんな考え方とか、いろんな方法というのをもっと模索するのであれば、選挙ビラという言葉がちょっとそればかりかなというところもちょっと危惧するところが僕はあるんですけど、どうしてもそれが願意であると入れたいのであれば、選挙ビラを認める等とかという感じで、それだけではないですよというのも一つの

表現方法かなとは思いますが。

○ 伊藤嗣也委員長

笹岡委員はこれでいいんじゃないかというご意見をいただきました。中川委員は、選挙ビラ等の等を入れるということ。例えば、等の1文字をというご意見でございますが。

○ 早川新平委員

当然、私は中川委員の意見に賛成なんですけれども、そこを直していくのであれば、今、笹岡委員がおっしゃった選挙制度に問題がありというところも、もう少しよりよくするためとか、正副委員長に出していただいたんだけど。どうせ直すなら、より皆さんに同意を得られるような文言にしていってほしいと思う。言うべきところはきつく言うべきでいいと思う。

○ 伊藤嗣也委員長

よりよくという文言に。

○ 早川新平委員

笹岡委員おっしゃったので、これは確かにそうやと思って。問題がありというと、実際にはそうかもしれんけど。

もう一つ、続けて言わせてもらおうと、あと、経費がどれだけかかるとか、国の負担がというのは、これの先の問題やと思っておるので、僕はまず、これを出して、認めていただいて、その方法としてまた構築をしていく問題はあると思うので。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

何だ何だいっぱい多分ご意見が出ると思うので、この程度でもう一度、中川委員からの選挙ビラ等の等を入れさせていただき、早川委員からの選挙制度の問題というところをよりよくというようなニュアンスに、この2カ所を再度修正をしたのを正副案としてもう一度……。

○ 平野貴之委員

私も中川委員の意見に賛成なんですけど、等を入れるとしたら、選挙ビラの頒布等の頒布の後ろかなと思うんですけど。どちらかに、ご判断に任せます。

○ 伊藤嗣也委員長

済みません、副委員長、一言、ここらでいかがでしょうか。まとめていただけると。それで、採決をとらないけませんので、もう一度修正案を作成するか、これで採決をとるかになりますので、副委員長、いかがでしょうか。

○ 藤田真信副委員長

委員会に付託してもらっていますので、もう一度、正副でちょっと修正を出させていただくという方向でご理解いただけませんかでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

副委員長からこのようなご意見ございますが、委員の皆様、いかがでしょうか。もう一度修正案を作成でよろしいでしょうか。それとも、これのままで採決をとるか。

○ 笹岡秀太郎委員

よその取り組みを見ていますと、もうビラを配ることを求める改正を求める意見書になっておるんやけど、ここでは、地方議会の公職選挙法改正を求める意見書になっておるので、要するに、多分、願意はビラがやっぱり主やと思うんです。大きなタイトルから見ると、等がどうしても入ってくるよねという意見になるのかなという気がするんやけれども、これは余りわからんところやけど、正副にお任せしますわ。

○ 伊藤嗣也委員長

他の委員の皆さん、いかがでしょうか。

○ 早川新平委員

今、正副委員長の修正案ということで総務常任委員会に付託をされておるので、より完璧に近いもの、ベストに近いものをつくったほうがええということで、皆様のご意見を

取り入れていただいて、もう一度やっていただければ幸いかなと思っています。

○ 伊藤嗣也委員長

今、早川委員からもありましたように、もう一度、案を作成させていただきたいと思えますので、もうしばらく会派のほうでスタンバイをお願いいたします。一応、予定では30分ごろにはお集まりいただけたと思いますので、お願いします。

15：16休憩

15：30再開

○ 伊藤嗣也委員長

委員の皆様、大変お待たせいたしました。それでは、再開をいたします。

事務局のほうから修正案を配付させていただきます。お願いいたします。

ご一読をいただいて、この修正案のみについての採決を行い、その後、修正部分を除いた部分の採決を行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

お目通しいただけましたでしょうか。

あくまでも意見書を出されました3人の議員の願意は正副といたしまして十分ご配慮させていただいたつもりでございます。最終的な修正案を委員の皆様へ配付させていただきましたので、ここで修正部分についての採決をお諮りいたしますので、よろしくをお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、採決を行います。

発議第15号地方議会選挙における公職選挙法改正を求める意見書の提出について、済みません、少しお待ちください。ちょっとケアレスミスがあったようでございまして、2段目の横棒の線でこれはという文言が残らないと意味がだめなようでございますので、ちょ

っと修正でちょっと線が伸びてしまったようですので、再度、回収していいですか。

○ 濱瀬議会事務局主事

これは、皆さんが合意できれば、これには線が引っ張っていないということで。

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、皆さんに申し上げます。少しミスがございましておわび申し上げて、説明させていただきます。

二つ目の横棒の線で、これはという部分は消していないというふうにご理解ください。

済みません。ちょっと確認ミスでございます。申しわけございません。

それでは、再度諮らせていただきます。

それでは、採決を行います。

発議第15号地方議会選挙における公職選挙法改正を求める意見書の提出について、まず、先ほど提出された修正部分についてお諮りします。

発議第15号についての修正案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○ 伊藤嗣也委員長

賛成多数でございます。したがって、次に、発議第15号のうち、修正部分については可決されました。

続きまして、修正部分を除く原案についてお諮りいたします。

発議第15号のうち、先ほど可決しました修正部分を除く部分を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○ 伊藤嗣也委員長

賛成多数のため、発議第15号のうち、先ほど可決しました修正部分を除く原案のとおり可決することを決しました。

[以上の経過により、発議第15号地方議会選挙における公職選挙法改正を求める意見書の提出について、修正案のとおり修正すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、理事者の入れかえをお願いします。お疲れさまでございました。長時間済みませんでした。

委員の皆さんはそのままで少しお待ちくださいませ。

○ 早川新平委員

きょうは何時までやるの。

○ 伊藤嗣也委員長

会計管理室と監査事務局を行きたいと思うんですけど。その時点で皆様に聞きます、財政経営部のところに入るか入らないかとは思っています。

会計管理室の皆様、長いことお待たせいたしまして申しわけございません。

それでは、これより会計管理室の審査を行います。

まず、会計管理者よりご挨拶をお願いします。

○ 坂倉会計管理者

会計管理者の坂倉でございます。

会計管理室所管の予算は、総務費の総務管理費の会計管理費でございます。先般の議案聴取会におきまして、中川委員のほうから資料請求ございました。作成させていただきましたので、説明をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

お願いします。ありがとうございました。

議案第61号 平成29年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第6目 会計管理費

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、議案第61号平成29年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費について、追加請求資料の説明を求めます。

○ 水谷会計管理室長

議案聴取会の際に、中川委員よりご請求いただきました乗りかえ案内ソフトと時刻表がともに必要な理由について資料にまとめさせていただきましたので、ご説明申し上げます。

資料のほうは、タブレットの総務常任委員会の平成29年2月定例会議会の中の08会計管理室追加資料というファイルです。そのファイルをお開きいただけますでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

どうぞ。

○ 水谷会計管理室長

乗りかえ案内ソフト、時刻表ともに旅費の計算に使うもので、予算額は年間1万二、三千円でございますが、乗りかえ案内ソフトのほうは平成12年度から導入しております、ジョルダンという会社のソフトを使っておりますが、時刻表などのデータの入ったCDを担当職員5台のパソコンにインストールして使用しております。一方、時刻表のほうは、ソフト導入以前からですが、毎月1冊を年間購読しております。

ともに必要な理由といたしましては、まず、単純な目的地1カ所の往復行程などの場合は迅速に処理できますので、通常は乗りかえ案内ソフトを使用しておりますが、複数の目的地を巡回するなど複雑な行程の場合は、乗りかえ案内ソフトでは対応できない場合があります、そのときは時刻表を使用しております。

また、本市の旅費の規程には、乗りかえ案内ソフトとは異なる独自の基準がありまして、例えば、近鉄は25km以上、その他の鉄道は50km以上でないと特急は使えないですとか、大

阪より遠くに行く場合は、大阪までは近鉄を利用する。ただし、姫路より遠くなる場合は、名古屋から新幹線を利用するなど幾つかの基準があります。そういった基準が関係する場合は、時刻表のほうが算出しやすい場合があります。

次に、乗りかえ案内ソフトはダイヤ改正等のデータ更新が年間で4回から6回でして、データ更新が間に合わない場合がありますが、毎月発行の時刻表は確実にダイヤ改正に対応しております。

また、会計管理室では各課に出向いて会計書類等の実地検査を行っておりますが、その際、旅費に関しましては乗りかえ案内ソフトは携帯できませんので、時刻表を持参して指導を行う場合があります。

また、旅費の算出には複雑な要素が絡みますので、ある程度の専門知識が必要でして、乗りかえ案内ソフトに頼り切りになってしまいますと、知識の維持が難しくなるといったこともございます。

以上のおお、通常は乗りかえ案内ソフトを使用しておりますが、時刻表が必要な場合もありますので、双方の利点を生かしながら活用しているといった現状でございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのおおでございます。

ご質疑がございましたら、ご発言願います。

○ 中川雅晶委員

資料ありがとうございます。

これ、例えば、原課からそういう旅費規程に基づいて履行されたものを後でチェックするというようにされているということですかね。

○ 水谷会計管理室長

後といいますか、旅行命令をつくる際に先に相談に行くといったケースですね。あと、実地検査の場合は後になりますけれども。

○ 中川雅晶委員

例えば、実地検査でそうする場合も現場としてはあるわけですか。

○ 水谷会計管理室長

旅費の計算が間違っていたというケースはあります。

○ 中川雅晶委員

その場合はどうするんですか、いつも。

○ 水谷会計管理室長

今までは足りない場合だけでしたけれども、追加で支出するといったことになります。

○ 中川雅晶委員

足りないというのは旅費規程であればここまでオーケーなのに、そこまで使っておれないという意味ですか。足りないというのは。

○ 水谷会計管理室長

そういうことです。

○ 中川雅晶委員

逆のケースはないわけですか。本来はここまでしか認められないのに、必要以上に特急を認めたとか、新幹線を認めたとかということはないわけですね。

○ 田代審査係長

実際に実地検査で書類のほうを検査させていただいたところ、例えば、特急代がつかないのに特急を利用していたということがあったりすることもありましたので、その場合は戻入するよという事で指導させていただいています。

○ 中川雅晶委員

戻入というのは、本人が負担しなきゃいけないということなんですか。

○ 田代審査係長

そういうことになります。

○ 中川雅晶委員

わかりました。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

他にございますか。

○ 早川新平委員

旅費規程で、東京のホテルが非常に高騰しておるといのがいっぱい聞くんやわな。そういうのは把握はされていますか。例えば、平均の値段出ていますやんね。東京って言われたかな、1万円いくらやったわな。それでは実際泊まれないというところがあるというときなんかはどうされるのかな。

○ 水谷会計管理室長

旅費の額を決めるのは人事課なんですけれども。

○ 早川新平委員

人事課で決めるのか。

○ 伊藤嗣也委員長

早川委員、よろしいですか。

○ 早川新平委員

いや、もうそうやって言われたら、ここで聞く問題ではないので、わかりました。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑もないようでございますので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、採決を行います。

議案第61号平成29年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費について、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第61号 平成29年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

また、全体会に送らないこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、理事者の入れかえを行います。委員の皆さんは少しお待ちください。

お待たせをいたしました。よろしいでしょうか。

それでは、これより監査事務局の審査を行います。

まず、監査事務局長よりご挨拶をお願いします。座って結構でございます。

○ 服部監査事務局長

では、座って失礼いたします。監査事務局の服部でございます。

私ども監査事務局のほうからは、平成29年度の当初予算を上げさせていただいております。総務費の第6項、監査委員費でございます。監査委員の係る経費、あるいは、監査委員の事務補助としての経費でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第61号 平成29年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第6項 監査委員費

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

それでは、議案第61号平成29年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第6項監査委員費について、資料の説明は議案聴取会にて終了しておりますので、質疑から行います。

ちなみに、タブレットでどこか教えてください。

○ 樋口監査事務局次長

予算常任委員会の29年定例月議会当初予算資料、部局別の07監査事務局でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、ご質疑がございましたら、ご発言願います。

○ 中川雅晶委員

来年度からの福祉監査室というののすみ分けって、監査事務局とはどうなんですか。今までやっていたやつはもうそっちになるとかということではなくて、これ、名前だけの変更なんですかね。

○ 服部監査事務局長

ちょっと私ども、機構改革の部分で新しい福祉の監査室のほうの設置の内容については、ちょっと済みません、十分聞いておりませんので申しわけないんですが、ただ、私どものほうの監査のほうは、地方自治法に基づく監査委員での監査ということでございまして、従来から福祉のほうの今回新しくできる監査の部分とは全く別のものというふうに思っておりますので、多分従来からその監査のほうは法人等の監査で行っておった仕事のほうをそういうような形で組織をつくってやっていくのかなというふうには考えておりますけれども、私どものほうの監査委員での監査というのは全くもう別ということで思っております。

○ 中川雅晶委員

今回、福祉監査室となって、それがもう従来、介護保険の中のちゃんと適正にやられているかどうかというところと、例えば、地域包括支援センターなんかを委託していますよね、市はね。その委託しているのは監査事務局で監査をするということですか。

○ 服部監査事務局長

市のほうから地域包括支援センターへの委託の業務につきましては、監査の中では通常

の部局における事業監査の中で見させていただいておるということになります。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他にございますか。

○ 早川新平委員

前も指摘したんやけど、監査へ行くとき、どこへ行きますと——ことしもセンターから保育園、幼稚園——ずっと予定していますやんか。こちらからこれを用意しておけ、あれを用意しておけということありますよね。現場がそういうものがないときがある。去年、おととしか、指摘したんやけど、非常に現場は困っておるわけや。監査されるということは税務署が来るみたいな形で思っておるで、これを用意しておきなさいとないものまで用意しておけということが現実あったので。これ、富洲原だけど、たまたまそこには小学校が隣接しているので、小学校から借りてきたという事実があるんやけど、それはないね、もう。大丈夫やね。

○ 樋口監査事務局次長

大変申しわけございませんでした。以前からもご指摘をいただいて改善をさせていただき、私どものほうも丁寧な形で、より丁寧な形でお願いをするように心がけておりますので、そういったことはないと思っております。また、起こらないように最善を尽くしてまいりますと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○ 早川新平委員

よろしくお願ひします。現場からそういう声が上がらんのやな。前は保育園やったと思っただんやけど。用意しておきなさいと高圧的に来ると、ないんですと言えなくて、準備に小学校から借りてきたということがあったので、それだけは。

監査やから全部どこに資材が何が置いてあるかとわかっておるはずやのに、用意しておいてくれとか、長机という話やったんやけど。それだけよろしくお願ひします、樋口さんに言ってもらったので。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますでしょうか。

○ 中川雅晶委員

29年度はどの視点を監査していこうとか、事務局が答えられるかどうかちょっとあれなんですけど、重点的に取り組むとか、従来の28年度以前とは違う角度とかという方針があれば教えていただきたいんですが。

○ 樋口監査事務局次長

私の立場でお答えしていいのかどうかということはございますが、一つ大きな違いは、せんだってでもご説明申し上げたかとは思いますが、決算審査で通常は一般会計、特別会計で三つの公営企業会計だけでございますが、3月31日をもって三泗鈴亀農業共済事務組合が解散をされます。その決算につきましては、事務を継承する四日市市が決算審査を行うということになってございまして、それをさせていただくというのがちょっと違った29年度における新しいこと——29年度だけではございますが——新しい視点ということになるかなと思っております。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他にございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、他にご質疑もないようでございますので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、採決を行います。

議案第61号平成29年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第6項監査委員費について、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

また、全体会に送らないこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

[以上の経過により、議案第61号 平成29年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第6項監査委員費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

委員の皆様、本日はこの程度としたいと思いますが、よろしいでしょうか。お疲れさまでした。あすは財政経営部の審査に入りますので、どうかよろしくお願いいたします。

理事者の皆様、ご苦労さまでございました。

15 : 53 閉議